

地名散歩

第130回 何を囲んでいたのか…囲む地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

JR中央線の中野駅北口、中野サンプラザすぐ近くの中野区役所前に犬の銅像がある。いろいろなポーズをした5匹で、説明板によれば江戸時代にお犬屋敷がここに設けられたことにちなむそうだ。「生類憐れみの令」を発した犬公方こと徳川綱吉の時代に作られた野犬収容施設である。大久保、四谷と合わせて3か所設けられたが、このうち中野が最大で、5つに分かれた「御囲場」は合計で約20万坪(約66ヘクタール)、収容された犬は最大で10万頭とも言われる巨大なものだった。

この御囲場は宝永6年(1709)の綱吉の死後にほどなく廃止されたが、明治以後も中野村にはこれにちなむ「^{かこい}囲」という字名が残る。時代は遷り、日清戦争後には再びこの土地は「^{れん}囲まれる」ことになった。まず陸軍の鉄道聯隊が明治30年(1897)に入り、その後は交通

兵団司令部の下に置かれた電信大隊、気球隊などの敷地となっており、明治末の地形図では土塁で文字通り囲まれている。昭和7年(1932)には豊多摩郡中野町が東京市に編入されて中野区となる前年、周囲の^{かこいちよう}小字と同様に市街地らしく「町」を付けた^{かこい}囲町が誕生した。

昭和14年(1939)にはここに「スパイ養成機関」の陸軍中野学校が置かれるが、戦後はその跡地に警察大学校および警察学校が入る。町名の^{かこい}囲町もその後しばらくは健在だったが、残念ながら昭和41年(1966)の住居表示の実施で中野四丁目に変わった。中野区中野というのもどこか芸がないし、本来の中野の中心地はもっと南側の^{ほんちよう}本町であるから、お犬屋敷の歴史を物語る^{かこい}囲町を復活させてはどうだろう。



中央線の北側に広がっていたお犬屋敷に由来する^{かこい}囲町。屋敷の最盛期は線路の南側にまで広がっていた。町名は中野四丁目になっている。1:10,000「新井」昭和31年修正



紀ノ川水系の丹生川に沿って「^{かこい}垣内」のつく地名がいくつも並ぶ。奈良県吉野郡下市町の南端部。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和4年12月6日ダウンロード

中野駅北口の前に広がるまとまった一等地であるため、平成13年(2001)に警察大学校が府中市へ移転した後は大規模な再開発が行われ、跡地には「中野四季の森公園」をはじめ、中野セントラルパークイースト・同サウスというオフィスビル2棟、明治大学や帝京平成大学の各中野キャンパス、早稲田大学エクステンションセンター中野校の入る中野キャンパスが置かれた。余談ながら私も同センターで講師として8年ほどお世話になっている。

土地を取り囲む地名といえば、同じく東京都の新宿区矢来町がある。出版社の新潮社が大正時代から長らく社屋を構える台地上の町だが、江戸期には若狭国小浜藩酒井氏の下屋敷があった。この土地が竹矢来で囲まれていたため「矢来下」と俗称されており、明治5年(1872)になって牛込矢来町が誕生した。ちなみに江戸時代の武家地には「町名」が存在しなかったため、大手町や霞が関、有楽町などの有名どころも明治以降の命名である。

関西には「垣内」のつく地名が目立つ。「垣根の内側」という字面から、たとえばその地の有力者が生垣や土塁など人工の障壁で囲んだ土地のイメージがある。最初はその意味で垣に囲まれた土地だったものが、具体的に囲まれていなくても「ひとまとまりの集落」の意味として拡大していったようだ。垣内の地名は数が多く、奈良県吉野郡の丹生川流域には山手垣内、平山垣内、坪手垣内などがズラリと並んでいる。「地理院地図」でその分布を確かめればほぼ岐阜県以西に限られるが滋賀県にはなく、中国地方も鳥取、岡山にはないなど分布はまだらで、四国、九州にはほとんどない。

興味深いのは、空白の滋賀県や長野県南部には同じカイトの読みでも「垣外」という対照的な字遣いが存在することだ。「ひとまとまりの集落」がカイトという音で発生し、それが各

地に広まるにつれて本来とは逆の意味を持つ字が用いられるようになったのだろう。他にも海戸、貝戸、皆戸、海道、街道などさまざまな表記が点在しており、茨城県の水海道(現常総市)などの当て字もある。この地名はかつて「水飼戸」や「御津海道」とも書かれたことから、小貝川と鬼怒川に東西を囲まれた土地条件(水または御津=港のカイト)から生じたのかもしれない。

塀のつく地名は少ないが、東京都内では秋葉原駅のすぐ北側にある神田練塀町がそれで、一帯の旧地名があらかた「外神田」に統合されてしまった中で辛くも生き残った小さな町だ。ここは元禄年間(1688~1704)まで溝口信濃守の屋敷があり、練塀(瓦と壁土を交互に積み重ねた塀)で囲まれていたことから「練塀小路」と呼ばれ、それが明治5年(1872)に正式名称となっている。金沢市にも城の西側に長土塀という町名があり、加賀藩の重臣であった3家の屋敷が長く続いていたことから、やはり明治に入って町名となった。京都市中京区の御所のすぐ南側にはその名も塀之内町がある。手元の地名辞典に由来は載っていなかったが、塀の内側だったのだろう。

より一般的なのが堀ノ内(堀之内)という地名である。こちらは垣内の分布とは対照的で岐阜県以東の中部と関東地方が圧倒的に多い。豪族など有力者が文字通り堀(濠)を穿って屋敷地を取り囲んだことに由来するもので、東京都内だけでも足立区堀之内、杉並区堀ノ内、八王子市堀之内(京王堀之内駅あり)、日野市川辺堀之内があり、池袋駅の近くには昭和44年(1969)まで豊島区堀之内町があった。昭和9年(1934)開業の東武堀之内駅は戦後に「北池袋」と改められている。前出の囲町もそうだが、消えたものも含めて、「囲まれた土地」の記憶を伝える地名は少なくない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.792
2023 January



表紙写真

「赤富士」

第37回写真コンクール佳作
辻 苺華●神奈川会

家族でキャンプに行った時に湖に映る富士山が赤く光ってるみたいだったので写真に残しました。

とても良い気持ちになったので、この写真で良い気持ち、元気な気持ちになってくれればと思います。

地名散歩 今尾 恵介

03 新年のご挨拶

～共に未来を切り拓きましょう～
日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

04 新年の御挨拶

法務省民事局長 金子 修

05 2023年、幸運の訪れる事務所

09 令和3年～4年度研究所研究中間報告

研究テーマ4 地籍調査に関する研究

15 第35回 日本土地家屋調査士会連合会

親睦ゴルフ京都大会

18 令和3年の民法・不動産登記法改正が土地家屋調査士業務に与える影響⑦

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

20 続続 !! 愛しき我が会、我が地元 Vol.107

宮城会/奈良会

23 クロスワードパズル2023 その4

24 ADR民間紛争解決手続代理関係業務 法務大臣認定 土地家屋調査士になろう!

27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

29 会務日誌

32 大規模災害対策基金状況

34 立命館大学寄附講座成績優秀者表彰式に参加して

35 国民年金基金

37 公嘱協会情報 Vol.159

39 土地家屋調査士名簿の登録関係

40 SDGsで未来を照らす 社会課題の解決に向けたSDGs取組

41 ちょうさし俳壇

42 ネットワーク50 兵庫会

44 編集だより

新年のご挨拶

～共に未来を切り拓きましょう～

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎



新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士会会員の皆様及び御指導いただいている関係各位の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃から日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)の活動に対し御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年も社会全体において新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けながらの毎日でした。世界的な流行が始まってから三年が経過しようとしています。皆様におかれましても、日々の業務や生活面等に様々な感染対策と創意工夫を凝らして過ごされていることと推察いたします。

ところで、昨今の専門資格者の社会的評価について、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。連合会といたしましても土地家屋調査士としての能力を生かした社会貢献活動は、重要な要素だと考えています。これまでも、連合会は、全国の単位会の協力の下、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果や自然災害への事前復興などの多角的な視点から、地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、強く、広く発信してきたところです。今後においても、会員の皆様とともに自分たちの組織の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につなげ、更には行動の共有へと進行し、未来を共有し、社会貢献活動を継続することが、土地家屋調査士制度と国民生活をつなぐ大いなる架け橋となるものと理解しています。

さらに、所有者不明土地問題に関連する一群の法整備として、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定、民法の一部改正と不動産登記制度の見直しによる、相続登記の義務化や土地・建物の新たな管理制度の創設、相隣関係規定の見直し、相

続土地国庫帰属法の創設等、国民生活に影響を及ぼす事態が想定される法整備がされています。これらの潮流は、私たち土地家屋調査士が、所有者不明土地問題解決に資する専門職者としての期待を背負うことを意味すると考えており、社会に安定した生活を提供する職責を全うするため、連合会としましても全力で対応する覚悟であります。

また、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標(SDGs・目標11住み続けられる街づくり)をも念頭に入れた活動として、狭あい道路の解消に対し、緊急車両等の乗入れ困難な道路環境の整備、災害時の避難経路の安全確保等、土地家屋調査士としての経験と能力を生かした方策を提言し、実行することにより地域防災と地域互助に寄与することは、土地家屋調査士たる資格者を核とする組織として必然ともいえます。

これら、様々な社会的変化を隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、更には土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、正しく国民の皆様伝えていく責務が、私たちには課せられていると理解しています。

以上のような動向からも、昨年に引き続き、本年も土地家屋調査士制度に対する社会からの期待と要請に応えるべき、まさしく正念場ともいべき年であるとの認識が大切であると存じます。

そして、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連動し、活動体制を整えていきたいと考えていますので、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なる御理解と御協力をお願いします。

最後に、新しい年が、皆様にとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

法務省民事局長 金子 修



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

土地家屋調査士の皆様方におかれましては、日々、表示に関する登記や土地の筆界の専門家として、我が国の不動産に関する権利の明確化及び国民生活の安定・向上に御尽力いただいていることに、改めて感謝を申し上げます。

さて、人口減少・少子高齢化が進む我が国において、民間の土地取引や公共の用地取得、森林の管理など様々な場面で問題となる「所有者不明土地問題」への対応は、政府全体として取り組むべき重要かつ喫緊の課題であります。

法務省としては、関係省庁と連携して、所有者不明土地の解消に向けた取組を継続的に進めてまいりました。その中でも、令和元年から行っている表題部所有者不明土地適正化法に基づく「表題部所有者不明土地の解消作業」では、土地家屋調査士の皆様方にその実務の担い手として大いに御活躍いただき、全国各地で着々と具体的成果が上がりつつあります。

そして、所有者不明土地問題の抜本的な解決を図ることを目的として、令和3年4月に改正された民法・不動産登記法に基づく新たな制度が、いよいよ本年4月から段階的に施行されます。

この改正民法においては、日本土地家屋調査士会連合会の提案も踏まえて、境界標の調査や境界に関する測量等の目的のために隣地を使用することができることが明確化されており、実務の円滑化につながるものと考えています。

また、個々の所有者不明土地を対象とする管理人を裁判所が選任し、その管理人を通じて土地の適切な管理を実現するための所有者不明土地管理制度が創設されるなどしており、土地家屋調査士の皆様方には、その専門性を活かした適切な場面での活躍が期待されます。

新制度を実り多いものとし、所有者不明土地問題の解決を図るためには、皆様方の知見が不可欠ですので、引き続き積極的な御協力をお願いいたします。

そして、所有者不明土地問題の解決のためにも、土地に関する重要な情報基盤である登記所備付地図の整備を着実に進めていく必要があります。昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」などの政府の重要方針におきましても、生産性を高め経済社会を支える社会資本整備のため、登記所備付地図の整備の促進等の所有者不明土地等対策を進めることが改めて明記されたところであり、土地家屋調査士の皆様方の御協力のもと、法務局の地図作成事業を計画的に進めてまいります。

土地家屋調査士法では、土地家屋調査士の使命について、「筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資すること」と明記されています。

土地家屋調査士の皆様方には、その使命を胸に、これまで培ってこられた専門的知識を活かし、「筆界を明らかにする業務の専門家」として、一人一人の国民に寄り添い、引き続き御活躍されますことを期待するとともに、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会のみならずの発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶といたします。

2023年、幸運の訪れる事務所

新年を迎え気持ちも新たに仕事をスタートさせる皆様も多いと思います。昨年は仕事が増え、良い年だったという方、逆にそうではなかった方も少し環境を変えてみることで、新しい「縁」が見つかるかもしれません。そこで新春企画として風水師の李家幽竹さんに土地家屋調査士と事務所のレイアウトなどについてお話を聞きました。

【最初に2023年の全体運をお聞かせください。】

境界の確認作業でいろいろな方とお話をするときに、その対応にご苦労されている方も多いと思います。土地を扱うということは、人の運に関わってくると思うので、運が良くなる行動が大切です。

2023年は「風」の年です。「風」の年というのは「縁」全般をつかさどる年なので、新年号に取り上げていただくにはタイミングが良かったと思います。

「風」の年というのは、人間関係や自分の周囲の縁の環境が、自分の運を決めていく年となります。「縁」の環境というのは、対人間もそうですが、対物事、つまりお仕事やお金など運氣的に全ての「縁」をつかさどっています。ではどうすれば、その運気が滞らず、スムーズにやってくるのかというと、先程お伝えしました「風」がキーワードになります。

「風」の気というのは滞るといって、つまり止まることで終わってしまうので、とにかく循環させることが大切です。

「風」の気というのは、重たいものは運ばません。いろんな意味で凝り固まっているものや、空間にしてもずっと昔からこうだから変えられないと思っている人が結構いらっしゃいます。そういう思い込みや決め付けがあることで「縁」の運気を逃してしまっています。

「風」の気は、心を少し変えていくことが大切で、大きな変化をするというよりも、環境に応じて自分自身や考え方、事務所のちょっとしたものを変えるなども効果があります。

個人事業主や、ご家族でなさっている方も多いと思います。そうすると、昔からずっとそこにあるもの、当たり前になっているものを一回リセットしてみるのも2023年の良い運気を作ることになります。

土地は「土」の気を持ちます。「土」の気は重たいので、土地を扱う人は、行動が止まりやすい、新しいことを嫌がるようになるなど、土地に縛られやすく



なって心が少し硬くなるというのが特徴としてあります。そういう部分を自分でも理解して、それを変えていこうという年にすることが大切です。

【会員の多くは個人事務所で執務を行っています。毎日の業務で事務所は大切な場所です。その事務所のレイアウトについてお話いただけますか。】

事務所のレイアウトでいうと、机の配置で一番だめなのは経営者の方が従業員に背を向けているような配置で、基本的に好まれません。また、人と人の視線がバッチリ合ってしまう配置も、視線に火が起こりやすくなるためおすすめしません。火が起こるとどうなるかというと、ちょっとしたトラブルが起こりやすくなります。特に個人事務所などで対人トラブルは避けたいところ。パソコンの位置を変えるなど、少しだけ視線をそらせる配置がおすすめです。

また経営者のデスクはドアを背にしてはいけません。ドアに向かうのが理想で、空間全部に目が行き届く位置に座るとするのが大事です。個室のような社長室があるときは、自分の背面にあるものが自分の象徴になります。例えば、後ろが窓の場合は景色

ということになります。壁の場合は、そこに自分の仕事の信条、象徴する絵、写真などを背にするのもおすすめです。人は背から氣をもらいます。背にするものがその人のイメージを表すものなので、自分が何を背にするかということを考えてみてください。

金庫は基本的には、南に置かないこと。北か北西がベストです。位置的に置けない場合は西の面、次に東の面になります。南は風水的に火の氣を持っていてお金を燃やしてしまいます。今は金庫にお金を入れている人は少ないと思いますが、重要な書類などが入っている場合も火の影響でトラブルを起こさないよう注意しましょう。

神棚を祭っている方も多いと思います。神棚は、毎日面倒を見られるか、見られないかで置く、置かないを決めましょう。昔から置いてあるとか、何となく置いている場合は一度リセットして、神社さんにお戻しすることも選択肢の一つです。お世話できない状態で置いておくのはやめましょう。神様の場を作るというのは氣場を作ることになり、その氣場がよどんでくると全体の氣場に影響してきます。

神棚の位置は、太陽の方向に向けることです。西側に置いて東に向ける、あるいは北側に置いて南に向ける。そこに置けないようであれば置かないことをおすすめします。

置く位置は経営者の方の頭よりも上に必ず祭ること。これは結構守っている方は多いけれど問題はお札なんです。お札だけもらってくる方は、なんとなくその辺の棚に立て掛けてしまいがちです。ですがお札も同様に氣場があるので、必ず目線よりも上(で

きれば頭より上)に棚などを作って置くようにしてください。

お札をもらい過ぎるのもNGなので、1年ごとに返すか、1年たたなくとも増えすぎたお札は返すことをおすすめします。玉ぐしと一緒に郵送などでも受け付けてくれますので、郵送先にお問合せください。

事務所のカーテンは色のないものをおすすめです。日が入るとカーテンの色が空間を支配することになります。色付きのカーテンだとすると朝日その色になり、正常な朝日の氣が部屋に入らなくなります。特に事務所のような場所ではシンプルな白、最低限ベージュをおすすめします。黒や紺などのダークカラーは財政面の遅延になるので、避けましょう。また、カーテンは横開きではなく、縦開きがおすすめです。窓は陽の氣の象徴となるので、陽の氣を横にちらすのか、縦に上げるのかでそこに流れる空間の氣が変わってきます。縦は成長を表すので、それを体現する縦の方がおすすめです。

風の通る場所のよどみは人間関係のよどみにもなります。できれば季節ごとにカーテンを洗濯すると、運が入りやすくなり、人間関係のトラブルも起きにくくなります。

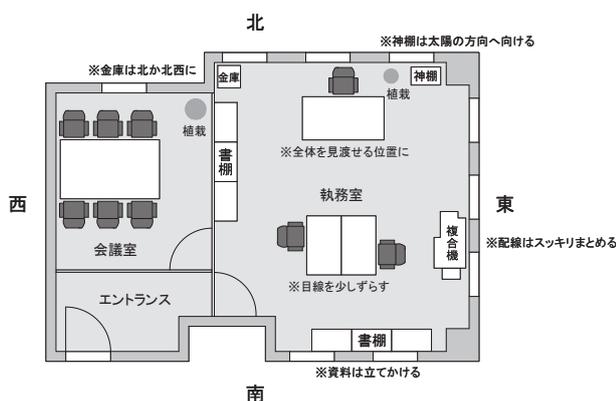
事務所にお気に入りのフィギュアなどを置くことは問題ないですが、バラバラと置くのはNGです。また多すぎるとプライベートな空間が強くなりすぎて仕事の「木」の氣が生まれません。

自分の趣味のものは多くて3個まで。もし事務所に趣味のものを置くのであれば、きちんと棚などにディスプレイしましょう。そうすればそれはこだわりの飾りになります。

【事務用品について気を付けることはありますか。】

資料をたくさん使う仕事だと思のですが、書類を重ねて置くと、一番下のものから運気がつぶれていくんです。

下にある資料からトラブルを起こしやすくなるので、書類はできるだけファイルなどを使い、立て掛けて収納するのがおすすめです。また、ファイルの色に統一感を持たせることも大切。重要度別、作業別で分ける時はこだわらなくても構いませんが、バラバラな色があちこちにあるというのは空間として最も良くないんです。色は基本的に事務所のメイン



運気を上げる事務所のレイアウト例

カラーと思って、ある程度メインカラーを決めていくのが大事です。できればパステル系のものがおすすめです。文房具も原色など色の強いものがバラバラがあると他の運気を燃やしてしまいます。

資料ファイルなどは少しトーンの落ちたパステル系で統一し、ポイントごとに色を変えるのがおすすめです。

コピー機などの電化製品、常に電源を入れているものは火の気がものすごく強いです。コード類が整理されていない状態は運氣的にも良くありませんが、来年の運気には、もっと良くありません。コード類は人の縁をつかさどります。コードが整理されていないと、縁も同じ状態になるので、コード類はすっきりときれいにまとめておくことが大事です。

文房具は人から頂いたものであふれていると器用貧乏と言って人の話は入ってくるけれど、直ぐ抜けていってしまう、根付かないという事務所を作ることになります。

文房具は自分たちが使いやすいものをある程度厳選して、その中で頂いたものを使う分にはよいですが、事務所で大切なのは統一感なので、そこは注意してください。

仕事で使う道具は材質にこだわる必要はありませんが、対人で少しトラブルが起こりそうなときは、プラスチック類を控えるのも効果的です。プラスチックは石油製品なので火の気を持っています。プラスチックは自力では再生しないので、これは生きていないものと風水では考えます。何千年でも何百年でも自力で再生するものは生きていると考えるのです。

火はトラブルを生み出すので、プラスチック類が目に入る所にあると、刺激を受けてしまい闘争心が舞い上がりやすくなります。隣接の方が難しい人の場合、プラスチック類は目に触れないようにしましょう。

パソコンの待ち受け画面は、土地を扱う人は土地から実りをもらうものがおすすめです。例えば草原、山の景色、花畑などです。

ペットなどの写真で癒されるのはいいですが、癒しが強すぎると安定になってしまいます。土地を扱う人は元々安定の気を持っているので、そこから何か生まれるものをベースに考えてみてはいかがで

しょう。お花は大地から咲き、山は大地が隆起してできています。土地の仕事にこだわらないのであれば海など自然界で自分の環境に全くないもの、異国の風景などを待ち受けにするといい意味で変化の気が起こりやすくなります。待ち受けを頻繁に変えるのもおすすめです。1か月に1回、長くても3か月に1回変えると運気が循環しやすくなります。

【土地家屋調査士は境界確認のため、依頼者だけでなく隣接する方々ともお会いし、説明して理解を頂くのも重要な仕事です。人との関わりで気を付けたいこと、気に掛けて行動すべきことはありますか。】

人との関わりでいうと、隣接する人たちは自分たちの主張があり、いくら境界が正しくても間違ったことを言う人もいます。その人の気を変えることではなくトラブルをなくすということが大事なので、それは「風」の気を味方に付けるということ。「風」の気は基本的に香りを持っている人を味方に付けます。事務所でもさわやかなミント系の香りを漂わせたり、身体には香水のようなきついものではなく、アロマ系のネイルオイルなどを指先に付けてみるのもおすすめです。

指先は「風」の気を持っていて、指先が滞ることを風水では風毒と言っています。風毒は爪から第一関節までに溜まりやすく、そこをギュッと押したとき痛いと感じたら風毒が溜まっているかもしれません。

風毒が溜まっているときは、風から悪い気を起こさせてしまう、人と話をしているときに、相手に悪い感情を引き起こさせてしまったりするので、指先をマッサージして柔らかくしておくことは効果的な方法です。男性は香りを付けることは難しいと思うので、指先をケアすることがおすすめです。

もう一つ、布は「縁」をつかさどります。事務所のタオル類などが少し古くなっていると感じたら一新しましょう。また自分が身に着ける布、特に下着は一番肌に触れる布なので、改善してみると「縁」がスムーズになっていきます。

また、言霊の力を風水では大切にします。ニュースでも朝から晩までネガティブな発言を聞いているとその言霊が自分についてしまいます。特に朝の時間帯はネガティブな言葉を吸収しないように気を付

けてください。暗いニュースが多いときは音楽をかけるなど、自分で調整することも大切です。言霊の影響を受ける人は、どうしてもマイナスなマインドになったり、人の気を寄せ付けなくなりますので注意しましょう。

2023年のラッキーカラーは淡いオレンジ系とグリーン系です。そうした色を下着やシャツ、ネクタイ、カバン、文房具でも身に着けてもらえるとその年流れる気を受け取ることができます。大気中を漂っている「気」は毎年変わるので、その年のいい色を身に着けることでその「気」が寄ってきやすくなります。いつも身に着けている必要はなく、いざというときや、滞っていると感じたときに色から「気」をもらいましょう。1週間に2〜3回など頻度を上げるとその色からもらう運気は強くなります。

【コロナ禍でリモート会議を行う機会が増えました。リモート会議で気を付けることはどんなことでしょうか。】

リモート会議で気を付けることは目線の位置です。カメラが下にあると相手からすると目線が合いません。目線が合わないと信頼を得られにくくなります。

それと同時に図らずも上から目線になってしまうことがあります。短時間なら大したことはありませんが、長時間になると何となくその人から見下されているという印象を与えてしまいがちです。

リモート会議は肌情報がありません。対面だと空

気を察することができますが、リモートだとそれを感じ取ることができないので、空気感を演出するためには観葉植物などの生きているもの、空気を発するものを画面に少し映り込ませることをおすすめします。服装は黒系のものより明るい色にしましょう。空気感がないため自分の存在があなたにとってプラスですよという「陽」の気を示すために、柔らかめの明るい色が効果的です。特に初対面の場合は気を付けましょう。女性だと天然石のネックレスなどを着けることもおすすめです。

【最後に李家さんをご自身の事務所で運気を運ぶためにやっていることなどはありますか。】

「風」の年を迎えるに当たって自分がやっているのは布の整理と香りの生活を心掛けています。香りは時間や空間の気を変えてくれます。例えば、ペパーミントの香りを一緒に入れて床を水拭きするなど、香りを空間に染込ませています。ネガティブな言霊は人が聞いていなくても空間は聞いています。空間がそういう気を覚えてしまうので、空間自体が何となく悪い言霊の空間になってしまいます。香りも同じで人がいなくても空間が吸収してくれるので、香りの運気を染込ませることを来年に向けてやっています。

【ありがとうございました。】

李家幽竹(りのいえゆうちく)

一般社団法人 李家幽竹 空間風水学会 理事長。韓国・李王朝の流れをくむ、ただ一人の風水師。「風水は環境をととのえることで運を呼ぶ環境学」という考えのもと、様々なアドバイスをしながら、テレビ、雑誌、セミナーなど幅広く活躍。主宰する空間風水学会では風水アドバイザーの育成に尽力している。会員制オンラインサロン「李家幽竹 幸せになる風水サロン」も運営。

公式WEBサイト

<https://yuchiku.com/>

空間風水学会

<https://www.kukan-fengshui.com/>

李家幽竹 幸せになる風水サロン

<https://lounge.dmm.com/detail/503>



令和3年～4年度 研究所研究中間報告

研究テーマ4

地籍調査に関する研究

研究員 片岡 聖佳(和歌山会)、古尾 圭一(三重会)、山中 匠(広島会)

地籍調査に関する研究

研究員 片岡 聖佳、古尾 圭一
(共同研究)

地籍調査に関する研究は、令和2年10月26日に日本土地家屋調査士会連合会が宣言をした「土地家屋調査士70年宣言」の4つの項目の実践につながる研究ととらえ、あらゆる方向から土地家屋調査士が積極的に本事業に関与をし、地籍調査の円滑化、迅速化に寄与する方法について研究をしていくこととする。しかし、一方では専門資格者として新たな業務や制度を創設することに関する会員間の温度差は大きいため、全国の会員が共感をして、実践できる内容や方法に配慮しながら検討していく必要があると考える。本研究が不動産登記法第14条第1項地図の全国整備につながることを期待したい。

○ 地籍調査が進まない理由と問題点について

・地籍調査事業の現状について

地籍調査事業は、現在の実施方法で継続すると、100年以上経過しても事業が終了しないのではないかと危惧される。

まずは、なぜ進まないのか問題点を整理して考えることにする。

- 1 筆界の確認に所有者による確認が求められるため、所有者(管理者)の調査に時間がかかる。
- 2 所有者(管理者)が自己所有地の筆界を把握できていない。

主に上記2点による問題点についての解決を図るため、次の6つの項目が新制度として創設された。

- ①固定資産課税台帳等の活用を可能に

- ②所有者の所在不明の場合、筆界案の公告により調査を実施
- ③遠方居住、現地急峻で立会いが困難な場合、郵送や集会所での確認等を導入
- ④所有者間で筆界の合意が得られない場合、地方公共団体も筆界特定の申請が可能に
- ⑤都市部の地籍調査の迅速化(街区境界調査の創設)
- ⑥山村部の地籍調査の迅速化(リモートセンシングデータを活用した新手法の導入)

新制度の創設により、地籍調査事業の進捗率は進んでいるようであるが、所有者が不立会いによる筆界未定地については、依然として増加傾向にあるように思われる。また、地籍調査事業のみを実施し、法務局に地図として備え付けられない状況も危惧される状況にある。

・地籍調査事業により筆界未定地となった土地の経済的欠如

- 1 筆界未定地となると、いわゆる位置が特定できないという観点から、農地転用4条・5条申請、非農地証明申請などの対象から除外されることがある。
 - 2 筆界未定地で境界に争いがあるとみなされ、土地の取引、評価、価格に支障が生じる。
 - 3 自ら解決するのに多大な日数と費用が生じる。
 - 4 公共事業、防災対策などの事業が停滞する。
- などが主な経済的欠如である。

・筆界未定地となる原因

- 1 境界紛争によるもの
- 2 所有者遠隔地等による未立会
- 3 境界に対して無知であるが故の決定能力の不足
- 4 事業に対しての無関心

筆界未定地となる原因は主にこのような原因であるが、そもそも筆界と境界は別のものである事もふまえ、筆界を明らかにする業務の専門家の立場から、円滑に事業を進めていく手法を検討したい。

○ 地籍調査を円滑に進めるために

・地籍調査事業により筆界未定地となった土地所有者の救済手段

地籍調査事業実施後は、大規模な測量は終了しているため、通常の筆界特定よりも簡便な手法で手続きが実施できるはずである。しかし、土地所有者にとっては、手続きのハードルが高いため、手続代理人として、私たちが積極的に受託する体制と国民への広報が望まれる。

・筆界確認手法による地籍調査事業の提案

筆界案の公告により調査を実施できることとなったようであるが、そもそもどのようにして、筆界案を作成するのかというプロセスがまったく検討されていないように思われる。

そこで、筆界について、土地所有権者等が確認できない場合には、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、土地家屋調査士が筆界を特定するような判断ができれば、より正確な地図が早期に作成されることになり、更なる土地利用の効率化を目指せるようになるのではないかと考える。しかし、そのためには、私たちがもっと積極的に筆界案を作成する手法を作り上げ、提案していくことが早急に求められ、その期待に応えられなければ、土地家屋調査士法が一部改正され「筆界を明らかにする業務の専門家」という第1条の使命を全うすることができないのではないかと考える。そこで、筆界案を作成する手法の作成と提案を行うとともに、会員の能力を担保する仕組みづくりをあわせて検討する必要があると考える。

今以上に、筆界の専門家であるためには、現在の土地家屋調査士制度を発展させて、新たに、筆界が特定できる能力の担保ができる制度にしていくこともあわせて検討していきたい。

例えば、そもそも筆界については所有権界と区別し、所有者同士で決めるものでも無いという原点から考えると、

①地類界、植生界、地形などを考慮し、専門家である土地家屋調査士がその専門知識を生かした上で筆界を独断で特定することが出来るようにする。

②特定された筆界に対し、その後、不満であれば、

筆界確定訴訟など所有者同士で争い、特定した土地家屋調査士に対し、不服を申し立てられないものとする。

といった制度の創設も可能であると考えられる。

・地籍調査における筆界意見書の研究

現在、地籍調査事業を実施した地方公共団体が法務局へ地図を送付する際に、元の公図との不整合点が多いことから、登記されないケースも増えてきていると感じている。特に土地家屋調査士が関与していない場合には、元の公図を完全に無視しているケースもあるとは考えるが、土地家屋調査士が受託したケースにおいても、E工程(一筆地調査・立会い)を受託し事業を実施してから、最終的に成果品として法務局に提出されるまでには、2年以上の期間がかかる。そのため、私の関与している地籍調査事業では、立会い時に判明した現在の公図との不整合点についての検証結果については、事業実施時に担当者に伝えているところであるが、実施時の担当者と法務局提出時の担当者が違うことも考えられるため、担当者と協議の結果、意見書を作成し成果品として提出することとしている。

しかし、仕様書にもなく統一様式もないことから、できれば全国統一様式として土地家屋調査士作成の意見書というものを成果品としての位置づけを検討したい。まずは土地家屋調査士が筆界の専門家であるというアピールをしていく必要がある。

・山村部のリモートセンシングの活用について

山村部のみならず都市部においても活用できるのではないかと考える。もっと積極的に筆界による地図作成を進めていく必要がある。

○ 早急な地図整備のために(提言)

・LADMについて

Land Administration Domain Model (土地管理領域モデル)については、最近の地籍調査の成果であれば親和性があるが、以前の地籍調査の成果やそもそも地籍調査がなされていない地域への対応が懸念される。わが国には独自の不動産登記制度があることから、この制度を守っていくのが、土地家屋調査士の使命であると考えられる。

しかし、国際標準について日本は遅れている部分

があるため、不動産登記法の地図がベースとして利用できないと判断されれば、それ以外の地図をベースとして進んでいく可能性が高い。

・迅速な地図作りにむけて

不動産登記制度を国際標準にのせるためにも早急な地図整備が必要であり、そのために、筆界と所有権界が一致している線と筆界のみの線を属性で分ける事も想定して、所有者の確認にこだわらず、筆界により地図整備をしていく必要がある。

例えば、土地家屋調査士が筆界特定をする効果として、次のようなものがあげられる。

- 1 一人の何かを原因とする筆界未定地は解消され、そもそも争いの無い土地については、取引性・利用性が担保され経済的価値も保管することが出来る。
- 2 筆界に興味が無い所有者に対しても、決定することで、それを事実として、事業を進めることが出来る。
- 3 法務局が行う筆界特定制度とは別に、迅速に進めることが出来る。(地籍調査事業期間中に終了する。)
- 4 土地家屋調査士の地籍調査事業に参加する機会として、入札による事業本体の参加ではなく、その一部の参加でとどまり、すべての土地家屋調査士に事業参加の機会が与えられる。
- 5 地籍調査事業者である市町村の担当者の負担が軽減される。
- 6 土地家屋調査士の社会的地位が向上し、全体の報酬も上昇する。

○ さいごに

土地家屋調査士が独断で筆界を特定できる能力があることを何らかの方法で証明する必要がある。

山中研究員が進めるオルソ画像を使ったリモートセンシングによる地図作りの実態や、沖縄の基地における地図作りなどを例に、法務省発注の地図作成作業、また日頃の研修や、日常業務である立会作業などの経験値などをアピールし、地籍調査における筆界特定についてその能力は十分にあることを国民にアピールしていきたい。

リモートセンシングによる地籍調査の効率化に係る研究

研究員 山中 匠

地籍図作成は土地管理(Land Administration)を適切に行う上での前提—国家の基礎的情報インフラ整備作業—として不可欠なものである。

日本において国家としての「地図」は地形図(Topographic map)を国土地理院が管理する一方で、地籍図(cadastral map、厳密には地籍といっても法地籍=Legal cadastreというべきかもしれない)を法務局が管理している。(なお、課税地籍Taxation Cadastreという面では各地方公共団体が管理しており多くがGIS管理である部分は評価ができるが国家単位で標準化され情報流通性の高い形にあるとは考えられず国家的な地図と表現できる実態にはないであろう。)

一般に我々が日本国で「地籍調査」という場合、国土調査法に基づき地方公共団体が実施するものを指すが、本研究ではより広義かつ本来の意味での地籍調査(Cadastral Survey)を指すものとして述べる。なおこの場合の地籍(Cadastre)とは国際測量者連盟(International Federation of Surveyors、以下「FIG」という)の定義

「地籍とは通常一筆地区画を基本とし、土地に関連する例えば権利・制限・責任といった利害関係の最新情報を格納する土地情報システムである。これには通常、所有権や規制、そして多くの場合土地の評価や来歴の記録と連動する一筆地区画の幾何学的記述が含まれる。

(A Cadastre is normally a parcel based, and up-to-date land information system containing a record of interests in land (e.g. rights, restrictions and responsibilities). It usually includes a geometric description of land parcels linked to other records describing the nature of the interests, the ownership

or control of those interests, and often the value of the parcel and its improvements.)」

[The International Federation of Surveyors (FIG), 1995] による。

日本土地家屋調査士会連合会研究所の先行研究にも詳しいがFIGでCadastre2014としてこの土地管理情報の統合化について抽象的に提唱したものが土地管理領域モデル(Land Administration Domain Model)であり2012年ISO化されている。これは法制度が異なっても土地管理情報の流通共有をGIS的に行い、統一的効率的に土地行政を行えるようにすることを目的し、また高さを含めた三次元地籍、時間軸を含めた四次元地籍などという概念にも踏み込んでいる。

こうした動きを理解し、またある意味うまく利用することによって、持続的な開発・発展、防災など現代社会において我々が向き合わざるを得ない問題について地図や表示登記が地籍情報機能の根幹として果たすことのできる本来のポテンシャル、真の価値とでもいうべきものを提言し社会的な認知を促し浸透させることは、同時にこれらの専門家である我々土地家屋調査士の社会的地位や知名度の向上を図る上で果たす事のできる役割も決して小さなものではないと筆者は考える。

LADMを論じる中でその果たすべき役割と目的として当初「多目的地籍」(Multipurpose Cadaster)というものが言われてきたが、LADMを実装してゆく過程での問題点や、2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、昨今様々な分野でも取り上げられる持続可能な開発目標(SDGs)などにより沿った形として「目的に沿った土地管理」(Fit-For-Purpose Land Administration)という概念が生まれ、この概念に沿って、第三者機関の情報やリモートセンシングデータ(衛星画像、UAV、航空レーザー測量)などを利用し、現在要求される精度基準などの見直しにより地図作成を加速させ、事後に必要な事業、分野において必要な情報を必要な精度で更新してゆくという地図作成方法が提案されている。

日本国内でこの考え方を恐らく意識した形で現在公的な手法の確立を目指していると思われるのが2018年5月の「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル」である。土地家屋調査士としてもこれを理解しどのように対応すべきか、また筆界の推定について専門家としてどのような分析手法を確立し提案することができるのかといったことは現在の大きな流れの中で無視することのできない問題であり、法務局地図作成などの中でも同様の手法の検討を行ってゆくことは急務でもある。

こうした動きを踏まえ、筆者は社員として関与した広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」)が行った令和2年広島市南区向洋地区地図作成作業の中で、

- ・所属班エリアのRTK-UAVを利用した空中写真測量による高精度オルソ作成による現況の把握
- ・他機関(林野庁)の行った最新の航空レーザー測量データの利用による山林部の現地測量、現地立会、現地への境界標識設置の省略

を試みた。前者は作業員である土地家屋調査士が地図事業において自ら取得したものであり、後者は第三者機関によるものである。このように複合的にリモートセンシングデータを利用した法務省地図作成事業成果データが存在する日本でも稀有で、恐らくは唯一の現場ではないかと思われる。

この経験を基にリモートセンシングデータの利用と地図作成のコスト・時間・要求精度などについて一つの形として整理し、そこから可能な提言などを導き出すことが本研究の目的である。

またこのエリアを広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の同僚として共に担当したのがテーマ2の研究員である那須康治氏である。氏と共に広島法務局、協会の協力を得て再度分析し知見を得たことは今後の地図作成、土地家屋調査士にとっては非常に意義のある実証であると考えている。

具体的には前述の「目的に沿った土地管理」の、特に

- ・ Visible (physical) boundaries rather than fixed boundaries

- ・ Aerial imagery rather than field surveys
- ・ Accuracy relates to the purpose rather than technical standards

といった原則に従いつつ、RTK-UAV空中写真を解析した正射画像等や法務局備付の既存測量図等各種資料を基に土地家屋調査士(ただし、当該地区地図作成作業、その成果について全く関与したことの無い者)が図上での筆界の推定を行う。

この作業は協会の令和4年度研究開発事業として、概ね若手、中堅、ベテランの三名の協会社員を選定し筆界推定図作成作業を現在行っており概ね年内にはこの作業が完了する予定である。

この作業成果による区画データが所謂究極的には「正解」である14条地図作成事業による成果とどの程度異なってくるのか、また異なる場合その理由は何であるのか等を那須研究員とともに研究所側として分析・整理をする。

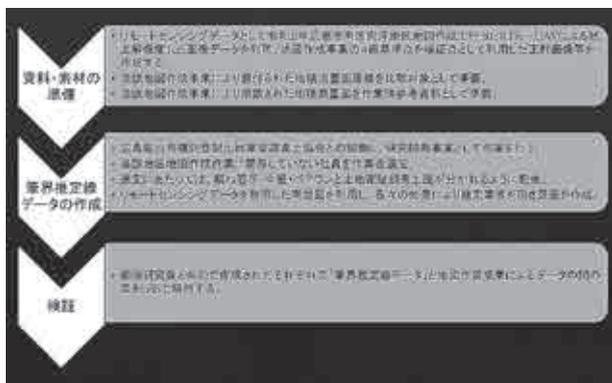


図1: 検証作業の流れ

また、Aerial imagery rather than field surveys (地上測量よりも空中写真を採用する)で利用される空中写真について筆者の取得した特許による方法も含め、筆界推定に於いてより有効な可視化方法についても検討する。

以下、作業途中のデータを検証中の解析画像情報を示し、また現在までの検証の中で問題点として浮かび上がってきた点について述べて中間報告とする。



図2: RTK-UAV画像計測によるオルソ画像等を背景に各業者が作成した推定筆界線と、14条1項地図作成の成果による区画データを重畳した画面



図3: 14条1項地図の筆界線と推定筆界線の差異を可視化する



図4: それぞれ一定の形式の誤差確認図として整理する

現在のところ検証の中で浮かび上がった問題点としては

1. 地図作成作業の中で合筆されて消えた筆界について作業者は知らないなのでこの筆界線も描かれてしまい、大きな「誤差」と認識されてしまう。
→検証側でこうした筆界、筆界の誤差データを省いてこの検証の目的に即した適切な整理をする。
2. オルソ画像及びこれと組み合わせた解析図では

現地の高低がわからず、法面の高低を逆に解して筆界線を描いてしまう場合があった。また作業者の感想として現地を実際に見ることなく平面画像データのみで作業を行うことの難しさ、限界を訴える声が複数あった。

→オルソ画像や筆者の用意した解析図の限界であり今回の試みの中では教訓として敢えてやり直しなどはしないが解決方法としては

(ア) 高低を把握できる解析図の開発を考える

→国際航業株式会社のELSAMAPがこれに適していると考えられるが特許技術である点に注意が必要。

(イ) 作業者は少なくとも現地を知っている、または不明な点がある場合現地へ赴くことが可能な者を選定する。

(ウ) Potree等のツールの利用方法を作業者に習得してもらい、必要に応じて3次元点群

データを見ながら2次元CADでの作業を行うようにしてもらおう。(これは筆者が常々UAV計測の成果を平面データ化する場合に多く行うやり方でもある)

(エ) 作業者に3次元CADを用いてもらうことはかなりハード・ソフト両面でハードルが上がるため、Potree等をベースに3次元点群に筆界線をベクタデータとして比較的容易に描画し出力できる様なツールを開発し習得講習の上で作業に利用してもらおう。

といった方法が考えられる。作業データが全て納品されデータの整理、検証さらに進める中でさらに明らかになる問題点も出てくるものと思われるがそれに関する対応・考察を含め最終的な報告書に向けて研究を進めたい。

第35回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ京都大会

京都土地家屋調査士会

前夜祭	令和4年10月7日(金)ホテルグランヴィア京都
競技	令和4年10月8日(土)城陽カントリー倶楽部
主催	日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会・京都土地家屋調査士会

令和4年10月8日(土)に第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ京都大会を城陽カントリー倶楽部において開催し、172名の方にご参加いただきました。

また、前夜祭には184名、観光には37名の方にご参加いただき盛大な大会になりました。

では、前夜祭・ゴルフ大会・観光の部と併せてご報告させていただきます。

■前夜祭

報告者：社会連携部 大牧直人

前夜祭は令和4年10月7日(金)午後6時から、京都駅にあるホテルグランヴィア京都5階の「古今の間」で開催されました。翌日のゴルフに参加する会員と観光コースに参加する会員、来賓、更に京都会会員を加えると200名近くが集まった盛大な会となりました。

まずは岡田連合会会長の挨拶から始まり、次に大会実行委員長である京都会の池谷会長のご挨拶、来賓の連合会共済会取扱代理店の桐栄サービス森本社長からご挨拶をいただき、京都府知事の西脇知事から祝電を頂戴いたしました。

その後は、ゴルフ大会におけるルール説明を実行

委員ゴルフ担当主任兵庫会の樋口敦仁会員から、翌日の日程の説明を京都会の富士原副会長から行っていただき、皆様お待ちかねの乾杯のご発声を権名全調政連会長からいただき開宴となりました。

開宴後は、各テーブルで出席者の皆様がお酒を交わしながら、ホテルが用意した手持ちマスクを片手に和やかに談笑していました。二年間コロナ禍で開催できなかったことを思うと社会も土地家屋調査士会もコロナに負けずに前進しているのだなと実感しました。

個人的には、出席者の皆様が手持ちマスクをされている姿が可愛く見えて、ほっこりした気持ちになりました。

余興では、宮川町駒屋さんの舞妓さん、芸妓さんに舞を披露していただき、会場は写真撮影会のよう



になっていました。舞妓さんの演舞が終わると宮崎会の木村正博会員と岩切和弘会員によるひょっとこ踊りが始まり、舞妓さんとひょっとこの夢の共演が実現し、会場は大いに盛り上がりを見せ、京都の文化を感じることのできる素晴らしい前夜祭になったと感じました。

次回開催地である福島会からPRがあり、大阪会の中林会長から閉会のご挨拶をいただき、前夜祭はお開きとなりました。

■ゴルフ大会

報告者：社会連携部 山内司



会場である城陽カントリー倶楽部は、一か月前に日本女子プロゴルフ選手権コニカミノルタ杯が開催され、地元京都府出身の川崎春花選手が同大会最年少優勝を成し遂げたコースで、担当会の京都会としても、川崎選手の勢いに乗かって、全国から集まるゴルフの腕前自慢の土地家屋調査士の皆さんに楽しんでいた

だけのように、最大のおもてなしをと意気込んで当日を迎えました。

京都会担当役員は朝7時30分に集合し、受付やニアピンホールやドラコンホールの準備に当たり、全国172名の参加者の受入態勢を整えました。

さて、今回の開催に当たり、京都会では実行委員会として総務部とともに私達社会連携部も携わり、参加者の皆様に喜んでいただくにはどのようにすればよいかを考え、計画をしてきました。特に事前に見ていただくプロモーションビデオの作成や、ロールアップスクリーンの作成には、それまで映像編集やデザイン能力が高いことを隠してきた?! 副部長が大活躍。気が付けば夜明けまで悩んでいたこともあったとか。

また、部長も今大会直前に歯の治療を受け、思っていた以上のハードな治療を受けたために、当日も体が絶不調にもかかわらず、全力で役員を務めました。

心配されていた天気も前日にはやみ、ゴルフ大会当日は、素晴らしいゴルフ日和となりました。今大会にはスペシャルゲストとして元最高裁判所長官の

寺田逸郎様も参加されておられ、役員も緊張の中でしたが、池谷会長からは、「失敗はあると思うけど構わない。誠意を持って役員任務に当たろう。」と仰っていましたので、役員一同怖いものなしの状態で勤めました。



私もコースに出られる方々のスタート前の集合写真撮影の役割で、皆さんをティーイングエリアでお出迎えいたしました。

やって来る皆さんは、どの顔もいい顔で、中にはまだ自分の順番はまだ先なのに、はやる気持ちを抑えられないとばかりに、覗きに來られた方もいらっしやいました。ゴルフをやったことがない、ルールのことなども何も知らない私ですが、よっぽど楽しいスポーツなんやろなと思いました。

8:21から東コースのアウトイン、西コースのアウトインに分かれ、それぞれ9組～13組でスタートしていただきました。

ゴルフも無事終了し、いよいよ成績発表及び表彰式でしたが、成績の集計が遅くなり、皆さんに待っていただくことになり、大変ご迷惑をお掛けすることになってしまいました。

特に、先に会場を出発しなければいけなかった一部の方々には、その場で表彰及び賞品をお渡すことができず申し訳ありませんでした。待っていただく間、場を持たせるために、一役買っていただいた、大会実行委員主任、奈良会の吉崎英司会員には大変にお世話になり、非常に助かりました。ありがとうございました。

また、表彰式では、関係団体や全国の土地家屋調査士会からたくさんの協賛を頂いたおかげで、多くの賞品を準備できたことを深く感謝いたします。

総合の部

順位	氏名	所属会
優勝	近藤 亮	香川会
準優勝	川西昌彦	広島会
3位	上小鶴一善	鹿児島会

ドライビングコンテスト

コース	氏名	所属会
東イン	川井一浩	三重会
東イン	佐藤将太	奈良会
西イン	鈴木雅博	兵庫会
西イン	森 和夫	香川会
東アウト	蘭部和宏	三重会
東アウト	坂本雅実	岐阜会
西アウト	鈴木雅博	兵庫会
西アウト	溝口 誠	愛知会

ニアピンコンテスト

コース	氏名	所属会
東イン	佐々木宏樹	徳島会
東イン	佐藤将太	奈良会
西イン	近藤 亮	香川会
西イン	三嶋裕之	兵庫会
東アウト	梅田幸秀	兵庫会
東アウト	瀧下俊明	東京会
西アウト	高橋由記	滋賀会
西アウト	渡辺 充	香川会

■観光

報告者：総務部 福島勝信

観光は、洛南コースと洛北・洛中コースからお選びいただきました。

洛南コースは、世界文化遺産の「伏見稲荷大社」からスタートし、利き酒が人気の「月桂冠大倉記念館」、
「宇治平等院」へと巡るコースです。

宇治平等院では鳳凰堂内部拝観及び執事による説明をお聞きいただき、昼食は、日本の伝統を感じら

れる落ち着いた空間で日本庭園を眺めながら高級京懐石を味わえる日本料理「京料理 清和荘」にて。

洛北・洛中コースは、世界文化遺産の「金閣寺」、「二条城」、「清水寺」、「三十三間堂」を巡るコースとなっており、京都の歴史を感じられ、また、美しい寺院や庭園をじっくりお楽しみいただけたのではないのでしょうか。昼食は、円山公園 料亭「左阿彌」にて京料理をご堪能いただけたかと存じます。

当日はお天気もよく、気持ちのいい観光日和となりました。また、ご参加いただいている皆様同士、とても明るく和気あいあいとお過ごしただけ、昼食会場では時間が足りないほどの懇親の場となっていたように感じます。今回、皆さんと出会うことができ、大変楽しく、心に残る京都観光となりました。

京都は桜や新緑の時期もお勧めです。また、機会がありましたら、是非、京都へお越しいただければ幸いです。

近畿ブロック協議会として京都府が担当会でゴルフ大会を開催させていただきました。

新型コロナの影響で3年ぶりの開催となり、全国各会から多数の方にご参集いただき、ありがとうございました。皆様のおかげをもちまして無事に開催できましたこと感謝申し上げます。また、不慣れな運営で不手際も多々あったかと思いますが、大会終了後に皆様から心温まるお言葉をいただき開催してよかったと感じております。

最後に大会運営に尽力いただきました連合会、近畿ブロック協議会担当役員、京都府の担当役員及び事務局職員に感謝いたします。全国各会の皆様、次回、福島でお会いしましょう。

京都土地家屋調査士会 会長 池谷一郎



トカチヨ

京都土地家屋調査士会
公式 TikTok
QRコードをスタッフウエアにて。

令和3年の民法・不動産登記法改正が 土地家屋調査士業務に与える影響⑦

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 鈴木 泰介

令和3年4月28日、民法等の一部改正と同時に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下「法」という。)が公布されました。

また、令和4年9月29日、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)が公布されました。

日常業務の中で依頼人や隣接土地所有者と話していると、「先祖から受け継いだ土地なので売却するわけにはいかないが、国が引き取ってくれるなら…」という話をよく聞くことがあります。

本法は令和5年4月27日に施行されることとなります。一定の要件に当てはまる土地について、所有者が法務局に申請し承認を受け、管理に要する負担金を納付することにより、国庫に帰属されることとなります。

運用に当たっては、今後、政省令などが整備されることにより詳細が判明すると思われませんが、現時点において判明していることに私見を加えて紹介させていただきます。

なお、本原稿は令和4年12月1日現在の情報に基づき執筆したものです。

1 制度の創設の目的(法第1条)

この制度は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等により土地の所有権を取得した者等がその土地の所有権を国庫に帰属させることができることにより、所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的としています。

2 承認申請ができる者(法第2条第1項、第2項)

承認の申請ができる者は土地の所有者です。ただし、相続や相続人に対する遺贈によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限られますので、売買や贈与により取得した者は申請することができません。

土地が数人の共有に属する場合には、共有者の全員が共同して行うときに限って申請することができ

ます。この場合は、共有持分を売買や贈与など、相続等以外の原因によって取得した共有者であっても、相続等により共有持分を取得した共有者と共同でするときに限って承認申請をすることができます。

3 承認申請をすることができない土地 (法第2条第3項、施行令第2条)

以下に該当する土地は、承認申請をすることができません。

- ①建物が存している土地
- ②抵当権などの担保権又は地上権や地役権など、使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- ③通路、墓地、境内地、水道用地、用悪水路又はため池として利用されている土地
- ④土壤汚染対策法に規定されている特定有害物質により汚染されている土地
- ⑤境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

4 申請書、申請先、申請手数料(法第3条)

申請者は、今後制定される政令に基づき、承認申請書及び添付書類を法務大臣に提出することとなりますが、法務大臣は法務局又は地方法務局に事務を委任することができますので、提出先は法務局又は地方法務局となります。また、申請に当たっては政令で定める額の手数料を納める必要があります。

5 事実の調査(法第6条、第7条)

申請がされると、法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができます。法務大臣は法務局又は地方法務局に事務を委任することができますので、法務局又は地方法務局の職員が調査を実施することとなります。事実の調査は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査や、承認申請者その他の関係者から、その知ってい

る事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他承認申請に係る審査のために必要な調査となります。

6 承認基準(法第5条、施行令第3条)

調査の結果、国庫に帰属した後に、通常の管理又は処分をすることができない土地や、管理に当たって過分の費用や労力を要する以下のような土地でない場合は、申請が承認されます。

- ①勾配が30度以上であり、かつ、その高さが5メートル以上の崖がある土地
- ②工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- ③有体物が地下に存する土地
- ④他の土地に囲まれて公道に通じない土地や、池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができない土地
- ⑤所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地であり、隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地
- ⑥土砂の崩壊、地割れ、陥没、水又は汚液の漏出その他の土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地であって、その災害により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体又は財産に被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その被害の拡大又は発生を防止するために当該土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要があるものや、鳥獣、病害虫その他の動物が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地

7 負担金の納付(法第10条、施行令第4条)

申請が承認されたときは、承認申請者は負担金を納付する必要があります。負担金の金額は、その土地の管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額となります。政令においては、宅地、農地、山林、その他の土地に分類し、面積に応じて負担金を定めています。

この負担金額は算定式に基づき計算し、例えば、200平方メートルの宅地であれば、
負担金は793,000円。

1,000平方メートルの農地であれば、
負担金は1,128,000円。

5,000平方メートルの山林であれば
負担金は323,000円と算出されます。

その他の土地については、面積にかかわらず、
200,000円となっています。

負担金を納付すると、その納付時に土地の所有権は、国庫に帰属することになります。

算定式の詳細は、施行令第4条を参照ください。

8 土地家屋調査士の関与

土地家屋調査士は、境界の確認などにおいて多くの土地所有者と接する機会が多く、様々な相談を受けていることと思います。この制度において、土地家屋調査士がどのように関わってゆくのかは明らかにされていませんが、制度の概要を理解した上で正しく国民に伝えることが土地家屋調査士の使命であると考えています。

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 107

宮城会

『宮城青調会』

宮城県土地家屋調査士会 広報部長 中嶋 秀

宮城県発祥のものといえば、牛タン、笹かまぼこ、ずんだ餅など。

食べ物は有名ですが、青調会も全国に先駆けて発足したと言えるのではないのでしょうか。なにせ、創立から50年！半世紀！アラフィフの私もまだ生まれる前の出来事。

50年前というと、総理大臣が佐藤栄作から田中角栄へ代わり、浅間山荘事件があり、刑事ドラマの「太陽にほえろ！」の放送が開始された年です。

そんな歴史ある我が宮城青調会創立50周年記念式典・祝賀会(令和4年11月19日)の様を報告させていただきます。原稿締切りが11月18日ですが、この内容を書きたいという気持ちをお察ください。(原稿の依頼を振り忘れ、泣きながら私が書いております)。

まずは現栗野博之青調会会長から挨拶がありました。会長は前職が板前というなかなか異例の経歴の持ち主で、個人的に土地家屋調理師と呼んでおります。笑いを織り交ぜての挨拶、ザ・青調会という内容でした。



純金の名刺(売ったらいくら?笑)

その後、39代から49代までの歴代会長に感謝状が贈られました。記念品として、純金の名刺が贈呈され、私も47代としてちゃっかり頂きました。

それから宮城県土地家屋調査士会の松田淳一会長、公益社団法人宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の鈴木洋一理事長から来賓祝辞を頂戴しました。お二人とも現役の青調会員ということもあり、ユーモアたっぷりのお話でした。内容につきまして

は、コンプライアンスの都合上、割愛させていただきます。

最後に集合写真を撮って記念式典が終了しました。50年の重みを感じる写真になっております。



先輩後輩一堂に!

第10代会長の星貞行宮城会相談役の乾杯から第二部がスタートしました。

ここからお酒を飲みながらの宴会が始まり、まさに青調会の本領発揮です。時節柄、皆さん小声で会話されていたような感じがしております。

歴代会長(39代~49代)スピーチが続きます。(後半は誰も聞いてなかったような…)



GACKTより学徒世代

そして、メインイベント?のものまねショーが始まりました。

ジョニー志村氏が登場!

TVにも出演されている有名な方ようです。

今回、第39代会長の松岡勇二会員のついで、アントキの猪木氏が登場！

パフォーマンスはもちろん面白かったですが、調査士あるあるネタのトークが秀逸でした。(さすが町役場の土木課勤務という経歴を活かした内容)

下の写真では分かりづらいですが、しっかりメガネが飛んでます(笑)



恒例の闘魂注入ビンタ

最後は、宮城県土地家屋調査士会の鈴木修相談役の万歳三唱で締めくくりました。

掛け声はもちろん、「1、2、3ダァーッ！」さすがです。

青森、秋田、岩手、福島から駆け付けていただきました青調会の皆様、この場をお借りして御礼申し上げます。

今回の記念式典・祝賀会を通して、改めて青調会の有難さを実感しております。ろくなノウハウも持

たないで開業した自分にとって、たくさんの仲間ができて、いろいろなことを教えてもらえる場所、それが「宮城青調会」です。

最後に、初代会長の高橋眞宮城会相談役をはじめ、歴代会長に敬意を表して、会長一覧を載せさせていただきます。

宮城青調会 歴代会長							
西暦	元号	番号	氏名	西暦	元号		
1970	54	初代	高橋 眞	1980	54	26代	小松 陽一
1974	58	2代	菊田紀久男	1985	59	27代	白子 正昭
1976	60	3代	荒 政司	1989	63	28代	松田 淳一
1978	62	4代	佐藤 義清	1991	65	29代	本郷 学
1977	63	5代	大村日出男	1992	66	30代	熊谷 淳
1979	65	6代	山岸 智吉	1993	67	31代	相原 克俊
1979	65	7代	野間 洋平	1994	68	32代	鈴木 誠
1980	66	8代	松浦 斉	1996	70	33代	小野寺克治
1981	67	9代	郷家 孝元	1996	70	34代	鈴木 洋一
1982	67	10代	星 貞行	1997	71	35代	鈴木 洋一
1983	68	11代	速藤勝之助	1998	72	36代	高橋 一秀
1984	68	12代	三河 治	1999	73	37代	高橋 一秀
1985	69	13代	大山 明政	1999	73	38代	千葉 正宏
1986	70	14代	秋元 俊通	2001	75	39代	松岡 勇二
1987	71	15代	小野 操平	2002	76	40代	松岡 勇二
1988	72	16代	三浦 幸治	2003	77	41代	藤原 悦枝
1989	73	17代	舟山 政明	2004	78	42代	竹中 広喜
1990	74	18代	岩瀬 正知	2005	79	43代	山市 恭弘
1991	75	19代	渋谷 辰伍	2006	80	44代	山市 恭弘
1992	76	20代	南城 正剛	2007	81	45代	升 澤宏之
1993	77	21代	阿部 和弘	2008	82	46代	遠藤 正和
1994	78	22代	田中 吉之	2009	83	47代	中橋 秀
1995	79	23代	鈴木 修	2010	84	48代	我妻 隆
1996	78	24代	遠藤 実	2011	85	49代	我妻 隆
1997	79	25代	蓬田 篤	2012	86	50代	栗野 博之

奈良会 『奈良～愛しき我が地元』

奈良県土地家屋調査士会 広報部長 小野 豪

皆様、奈良にはどんなイメージをお持ちでしょうか？
前回の本稿でも同じようなことを申し上げた記憶があります。お寺や神社、大仏さん、古墳、鹿…

鹿といえば奈良の鹿は決して県内どこにでもいるわけではなく、奈良公園とその周辺だけに限られます、とも書かせていただきました(もちろん山間部には野生の鹿が生息していますが)。そして実は奈良公園の鹿も誰かに飼われているわけではなく、あくまでも野生の鹿なんです。しかも天然記念物に指定され、大切に保護されています。

では、なぜ奈良公園には鹿がたくさん生息しているのでしょうか。少しご紹介してみたいと思います。

7～8世紀に編纂されたという万葉集にも既に奈良の鹿の歌が多く詠まれています。

『大和へに君が発つ日の近づけば野に立つ鹿も響めてぞ鳴く』

『高圓の秋野の上の朝霧に妻呼ぶ牡鹿出で立つらむか』

…なんと68首にもものぼるそうですが、これらの

鹿は純粋に野生の鹿であったようです。

ちょうどその頃、767年に現在の奈良公園内に春日大社が創建されましたが、その際茨城県の鹿島神宮の御祭神、建御雷命(タケミカヅチノミコト)がお遷りになられる時に白鹿に乗って来られたとされ、この白鹿は神鹿と尊ばれるようになりました。

そのため、奈良公園の鹿は手厚く保護されるようになり、昔は傷つけたり殺めたりすると厳しい刑罰を受けたそうです。過って文鎮で鹿を殺してしまった子供がその死んだ鹿とともに生き埋めにされたという言い伝えがあり、その墓といわれる塚が現在も奈良公園に残されています(春日大社近くの菩提院)。

『早起きは三文の徳』という諺をご存知だと思います。早く起きると良い事がある、という意味に受け取られている方がほとんどでしょう。しかしこの諺の由来には「奈良起源説」があります。こんな話です。

前述のとおり、昔から奈良では鹿は神の使いとして保護されていました。江戸時代、鹿を殺めることは重罪とされ、その死骸が家の前に放置されているだけでも三文の罰金を徴収されることとなっていました。そのため各家の主は皆早起きして自分の家の前に鹿の死骸がないか確認し、もしあった場合にはこっそりと隣の家の前に移したそうです。移された隣の人も早起きしてそれを見付けてその隣の家の前に移し、さらにその隣の人もまたその隣にと順番に移していった結果、一番遅く起きた家の主が罰金を

払う羽目になりました。こういうわけで「早起きすると三文の罰金を払わなくて済む」、即ち「三文の得」といわれるようになったとする説です。

真偽の程は定かではありませんが、千年以上も鹿と共存してきた奈良のことです。いかにもありそうな話ではないでしょうか。鹿の移動はさておき、境界標の移動はご勘弁願いたいものですが…。

さて、わが奈良県は2022年度の都道府県魅力度ランキングにおいて全国8位を獲得しました。2009年にランキングが開始されて以来ずっと奈良県は一桁台をキープしています。

奈良県には魅力的な神社仏閣や歴史遺産、自然の恵みがたくさんあります。国宝・重文の件数は全国3位(1位東京都、2位京都府)、国宝のうち彫刻と建造物の数はともに全国1位となっています。史跡名勝天然記念物の数も146件と全国1位です。饅頭も日本酒も素麺もわらび餅も竜田揚げも相撲も自動改札機もプレハブ住宅も商業手形も明石家さんまさんもみんな奈良県発祥です。

全国の皆様、ぜひ改めて奈良へお越しください。古き良き街並みや歴史的建造物をゆったりと回ってみてください。吉野の大自然を満喫してみてください。日本人の心のふるさと飛鳥で古のロマンに想いを馳せてください。必ずや「またここに来たい。」と思われることでしょう。



会館前にやってきた鹿



平城宮跡朱雀門



奈良県土地家屋調査士会館



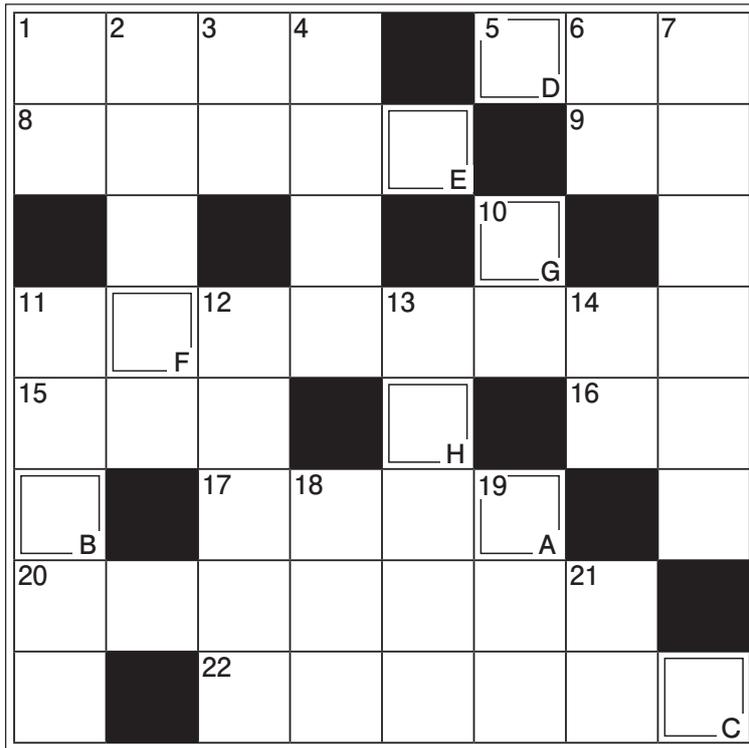
鹿せんべいをあげる子供(興福寺)

その4 土地家屋調査士しか解けない？

クロスワードパズル 2023

問題

クロスワードパズルを解いたら二重マスに注目、アルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう？



答え

A	B	C	D	E	F	G	H
---	---	---	---	---	---	---	---

⇒ヨコのカギ

- 1 降り積もった雪が風によって吹き上げられている絶対現場に出たくない気象状態
- 5 附属のガレージ 建物の種類は
- 8 これとの付き合いは円満相隣関係の第一歩
- 9 原因時期が不明なとき「〇〇月日不詳」
- 11 登記でこれを記載すれば、いろいろ提供省略が可能に
- 15 何百万戸というこれが問題に
- 16 得てして境界線になりうるところ 堀や水路とも
- 17 簡易なものはパーテーション
- 20 抵当権者、物上保証人などはこれを有する第三者
- 22 米軍のものが佐世保や横須賀にある

↓タテのカギ

- 21 登記終了したら取る〇〇謄本
- 19 権利の登記の順位番号に影響しない
- 18 登記
- 14 反省〇〇、謝罪〇〇
- 13 登記〇〇〇〇点
- 12 建物登記の構造に明記
- 11 木・鉄骨造 などのこと
- 10 明治4年藩が廃止され〇〇が置かれた
- 7 災害防止上の森林の地目
- 6 ブルーマウンテン レゲエ
- 4 登録免許税をネット〇〇〇〇納付
- 3 磁気がはたらく空間の状態
- 2 しゃれた当て字だと「護美」
- 1 登記は色々な〇〇〇〇がからむ
- 電子化された際〇〇ミスがあった

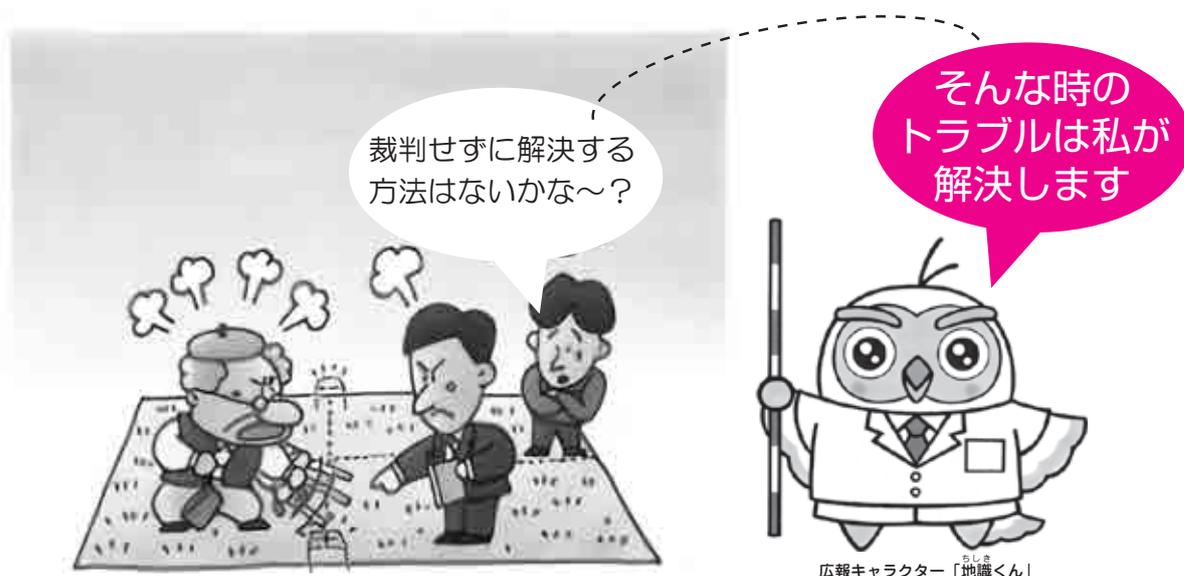
問題作成 大星雅司(石川会)

解答は本誌内にあります。

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



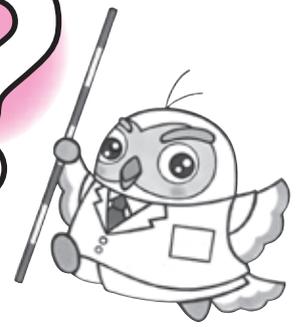
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは?



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第18回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法	（2時間）	ADR代理と専門家責任	（2時間）
民法	（3時間）	ADRの意義と機能	（4時間）
民事訴訟法	（4時間）	筆界確定訴訟の実務	（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第18回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和5年7月14日（金）から16日（日）
- 2 グループ研修：令和5年7月17日（月）から8月17日（木）
- 3 集合研修：令和5年8月18日（金）、19日（土）
- 4 総合講義：令和5年8月20日（日）
- 5 考査：令和5年9月2日（土）



特別研修の受講体験者の声



特別研修のコスパやいかに

岩手会 藤村慶太会員（第17回特別研修受講・令和4年度）

私は特別研修の申込み直前まで受講しようか迷っていました。受講された先輩方から話を聞くに、資格取りたて、開業したてであっぴあっぴしている私にとっては、費用・時間・内容の面で結構な負担になりそうだったからです。そして研修の全課程を修了した今、それらの懸念事項に対する回答という形でこの感想文を書きます。

費用面は、受講料のほかに必読図書代、参考図書代、基礎研修時の往復交通費+2泊分の宿泊費+3日分の飲食代、集合研修時の往復交通費+2泊分の宿泊費、3日分の飲食代、考査時の往復交通費でした。なお、グループ研修はZoomによるオンライン研修を選択したため交通費、宿泊費は発生しませんでした。合計約18万円掛かりました。

時間面では、基礎研修までの事前学習で必読図書の確認に2日、基礎研修に3日、グループ研修までの事前学習に3日、グループ研修で3日、集合・総合研修に3日、考査までの試験勉強で3日、考査1日の合計18日程度を費やしました。

内容面では、講義全般が馴染みのない分野で、受講前に理解できない部分が多々ありましたが、基礎研修、グループ研修、集合研修と研修を進めるにつれて徐々に理解できるようになりましたので、想像していたほどの負担ではありませんでした。

全体を通してやはり大変でしたが、新たな視点を持つことができ、他の受講者との交流ができ、ADR認定土地家屋調査士という箔がつく（まだ合否前ですが）等々、得られるものがありましたので、申込み前の自分には、案ずるより産むが易しと言いたいです。あと合格していれば言うことはありません。

土地の筆界を扱う専門家として

熊本会 嶋田幸介会員（第16回特別研修受講・令和3年度）

私は他業種（不動産関連のシステム会社）から土地家屋調査士になった一人です。当然、実務経験は浅く専門家として皆さんに追いつくには人一倍の努力が必要だと考えていました。この特別研修も迷うことなく受講を決めたのを覚えています。

特別研修は研修としては期間が長く「基礎研修」「グループ研修」「集合研修・総合研修」「考査」の4部構成を約2か月かけて進めていきます。中でも印象に残っているのは個性豊かなメンバーと出会えた「グループ研修」と、緊張感に包まれた「集合研修・総合講義」です。私のグループには3県にまたがるメンバーがいたので週末に集まり、課題を2日間みっちり行いました。課題となる事件は日常業務でも出てきそうなリアルなもので「これは相手側が主張する部分が境界では？」など、悩みどころ満載の内容です。グループで議論を繰り返して申立書、答弁書、倫理に対する問題を仕上げます。ここからが本番です。「集合研修・総合講義」では、講師の先生からグループ研修では考えもしなかった論点をバシバシ聞かれます。当然グループ内で仕上げた内容をベースに回答します。緊張感はありますが合点がいく答えを導き出す様子は楽しい時間でした。また、その時のメンバーはその後の業務においても相談し合える大切な仲間となっています。

筆界を扱う専門家として所有権の紛争や土地家屋調査士の倫理に関する深い知識は必要です。業務の合間を縫って受講することは大変ですし、業務（売上）に直結しないという考えも間違えではないと思いますが、私自身は特別研修を終えて専門家としてのレベルが上がったと実感することができました。現在はADR認定土地家屋調査士の登録を行い、自らの知識・技術が社会に貢献できるように常に自身をアップデートし業務に勤しんでおります。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



11月16日
～12月15日

2023年のスタートが切られたが、一年365日の内、約230日を水道橋界隈で過ごす私でも、さすがに年末年始を跨いで、この街のお世話になった経験は未だ無い。希望としては、増上寺の除夜の鐘を聞いて、神田明神へ初詣に行き、皇居の一般参賀に参加して国旗を振り、箱根駅伝のランナーに声援を送る、そんな昭和の香り漂う正月も良いなど考えている間もなく、連合会の会務は正月の眠りから醒め、我が身を含む役員たちは各地から上京し、水道橋に吸い込まれて行くのである。

11月

16日 第3回潤喫茶

今回の潤喫茶(連合会長とリモートで語ろう企画)には、40代を中心とした働き盛り世代に参集いただき、肩の力を抜いた雰囲気の中で開催。働き盛りイコール子育て世代の人も多く、自分自身の辿った道も思い出しつつ、日々一生懸命頑張っている皆さんの生の声を聴くことができ、明日からの活力をいただけた。

17日 全調政連との打合せ(政策・予算要望について)

各政党において土地家屋調査士制度を応援いただいている議員連盟に対しての「政策・予算要望(案)」について鈴木泰介担当副会長も同席の上、全国土地家屋調査士政治連盟の役員と協議を行う。

18日 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

公明党に組成いただいている「土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会」に柳澤・鈴木泰介両副会長とともに参加し、土地家屋調査士業界としての政策・予算要望の機会をいただいた。多くの国会議員の先生方から、熱い応援のメッセージを頂戴し、全調政連の役員共々、身の引き締まる思いである。

21日 日調連、全調政連、全公連による三者打合せ(狭あい道路解消に向けた取組等について)

今期における標記三団体は、連動と連携を念頭に置き、活動を展開しているところ、狭あい道路の解消に関する国への提言及び社会への発信方策等について打合せを行う。

21日 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

自由民主党における土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の総会が開催され、柳澤・鈴木泰介両副会長及び全調政連役員とともに出席。全公連も含めた三者において事前に打ち合わせた内容に沿って「政策・予算要望」を説明の上、議員の先生方と意見交換をさせていただいた。

24日 石井拓衆議院議員への表敬訪問

愛知県選出で自民党所属の衆議院議員である、石井拓先生の事務所を柳澤・鈴木泰介両副会長とともに訪問し、意見交換をさせていただいた。

24日 第10回正副会長会議

正副会長会議を開催し、会長、副会長の各々の活動に関して報告を共有するとともに、午後からの常任理事会に向けた確認事項を中心に協議を行う。

24、25日 第5回常任理事会

常任理事会を久々に集合形式にて開催。令和4年度も後半を迎えるに当たり、各部から事業の進捗について報告を受け、方向性に関して状況共有と意見交換を軸に会議を行った。

25日 第3回監査会

常任理事会に引き続き監査会に臨み、業務監査を受ける。各副会長と全常任理事も各々の業務執行状況等に関して、監事の皆さんからの質問にも丁寧な説明を行う。

26日 日本登記法学会第7回研究大会及び懇親会

今回の日本登記法学会の研究テーマは、午前中が「動産債権担保法制」に関する報告であり、午後の部は、「区分所有法の改正をめぐる議論と登記」を中心に報告が行われた。午後の部には、東京土地家屋調査士会の橋立会員による「マンション建替え等の円滑化法による登記」が報告されたところである。

28日 国民民主党と無所属議員による土地家屋調査士議員連盟

国民民主党にも土地家屋調査士制度を応援いただける議員連盟を組成いただける運びとなり、設立総会に柳澤・鈴木泰介両副会長及び全調政連役員とともに出席。冒頭、土地家屋調査士が担う使命と責務、さらには業務形態等の紹介も含めてご挨拶させていただきました。

12月

3日 地籍問題研究会第33回定例研究会

地籍問題研究会定例研究会の今回の内容は、当連合会研究所研究員よる、中間報告会として開催。私自身も配信会場にて挨拶をさせていただきました後、各々の報告を拝聴した。

13日 石田真敏衆議院議員「石田真敏政経懇話会」

石田真敏先生には、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟において幹事を引き受けていただき、正に中心となって私たちの制度を応援いただいている。この日のセミナーでは、慶應義塾大学の山本龍彦教授による、「情報的健康」というワードを中心にデジタル空間との向き合い方に関する講演を拝聴した。

14日 全国土地家屋調査士政治連盟第4回幹部会後の情報交換会

全調政連の幹部会後の交換会に出席し挨拶の場をいただいた。連合会、全調政連、全公連の三者の連動と連携について確認できたところである。

15日 全国土地家屋調査士政治連盟・品確法勉強会

全調政連が企画いただいた勉強会に柳澤・鈴木泰介・野中各副会長、浅野社会事業部長、高橋社会事業部理事とともに出席。楠茂樹・上智大学法学部教授による「品質確保法」に関して、詳細で分かりやすい講義を拝聴した。

15日 第11回正副会長会議

本年最後の正副会長会議を開催し、懸案事項の整理と方向性について協議を行う。

15、16日 第6回理事会

各部と各副会長からの報告の後、8項目の審議事項と16項目に及ぶ協議事項を上程し、令和4年を締めくくる理事会を招集。各役員から、多くの意見・提言を聴くことができ、正に多様性に富んだ内容を実感した。

11月
17日

研究所 第5回研究テーマ「歴史的地図・資料」
会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和4年度における今後の研究の進め方等について

18日

第7回業務部会

<協議事項>

- 1 令和4年度業務部事業の執行について
- 2 業務部会の開催日程について
- 3 各種委員会の開催日について

24日

第10回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和4年度第5回常任理事会の対応について
- 2 令和4年12月1日実施予定の職員採用二次選考(役員面接)の出席者について

24、25日

第5回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和5年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について(顕彰審査会)
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程一部改正(案)を理事会に提案することについて
- 3 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称:調総研)の設置について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正(案)及び大規模災害対策に関する規則(モデル)の新設(案)について
- 5 土地境界基本実務叢書Vにおける在庫の一部廃棄について
- 6 業務マニュアル(一筆地測量マニュアル(案))の作成について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 8 第18回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 従たる事務所の所在地における登記が廃止されたことに伴う関係規則の一部改正について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルの一部改訂(案)について

- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条の2に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事、監事及び予備監事の候補者の数並びに職務の代行順位について
- 6 事務局職員の研修について
- 7 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 8 顧問税理士の交代について
- 9 令和5年度土地家屋調査士新人研修について
- 10 第17回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に関する対応について
- 11 第19回特別研修の一部にオンライン研修(eラーニング)を導入することについて
- 12 令和4年度ADRセンター担当者会同(電子会議)の開催について
- 13 土地境界確定測量マニュアルの作成について
- 14 令和5年度各部等事業計画(案)について
- 15 令和4年度第2回全国会長会議及び令和5年新年賀詞交歓会の運営等について
- 16 日本土地家屋調査士会連合会における令和5年度の主要な会議に関する日程(案)について

25日

研究所 第6回研究テーマ「地籍調査」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 地籍問題研究会第33回定例研究会中間報告及び令和4年度最終報告の取りまとめ等について

29日

第2回共済会幹事会(電子会議)

<協議事項>

- 1 賠償責任保険における事故報告について
- 2 賠償責任保険の事故処理委員会の在り方について
- 3 各種保険の集金事務費等について
- 4 賠償責任保険におけるWEB加入システムの導入について

研究所 第5回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル等に関する研究」の今後の進め方等について

- 2 地籍問題研究会第33回定例研究会における中間報告について

12月

1日

第4回地図対策室会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業に関する聞き取り調査・各土地家屋調査士会からの意見等について
- 2 法務省不動産登記法第14条地図の納品物及び検査方法に関する規定の検討について
- 3 地図作成事業の経済効果について
- 4 地図作成事業に関する広報について
- 5 筆界保全標設置について

2、3日

研究所各研究テーマ合同会議

<協議事項>

- 1 令和4年度研究所各研究テーマにおける中間報告について

7日

第8回業務部会

<協議事項>

- 1 令和4年度業務部事業の執行について
- 2 業務部会の開催日程について
- 3 各種委員会の開催日について

8日

第1回筆界特定制度推進委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 筆界特定制度における実態の確認及び課題の洗い出しについて

第2回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 令和4年度事業計画の展開と事業進行について
- 2 認定及び検定作業の運用変更に伴う規程の改正について
- 3 来年度の登記基準点評価委員会委員(8名)の人選について

8、9日

第6回社会事業部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項について

- 2 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項について
- 3 令和5年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 システム環境改善に係る打合せ(電子会議)への対応について
- 5 法務省不動産登記法第14条地図作成作業について
- 6 狭あい道路解消事業への対応について

15日

第11回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和4年度第6回理事会の対応について
- 2 日調連ADRセンター委員から提出されている辞表の取扱いについて
- 3 退職した元職員への退職金支払について
- 4 職員(労働者)からの申出について

第6回常任理事会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について

15、16日

第6回理事会(電子会議出席者あり)

<審議事項>

- 1 令和5年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則の一部改正(案)及び大規模災害対策に関する規則(モデル)の新設(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則第2条の2に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事、監事及び予備監事の候補者の数並びに職務の代行順位について
- 5 土地境界基本実務叢書Vにおける在庫の一部廃棄について
- 6 業務マニュアル(一筆地測量マニュアル(案))の作成について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の改正について
- 8 第18回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)(略称:調総研)の設置について

-
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特定個人情報取扱規程の一部改正(案)について
 - 3 日本土地家屋調査士会連合会会則及び関係規則等の一部改正(案)について
 - 4 事務局職員の研修について
 - 5 周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の廃止並びに日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同連合会特別会計規程の一部改正(案)について
 - 6 顧問税理士の交代について
 - 7 令和5年度土地家屋調査士新人研修について
 - 8 第17回土地家屋調査士特別研修の運営に係る各ブロック協議会からの収支状況報告に関する対応について
 - 9 第19回特別研修の一部にオンライン研修(eラーニング)を導入することについて
 - 10 土地家屋調査士会ADRセンター及びADR認定土地家屋調査士の活用について
 - 11 令和4年度ADRセンター担当者会同(電子会議)の開催について
 - 12 土地境界確定測量マニュアルの作成について
 - 13 令和5年度各部等事業計画(案)について
 - 14 令和4年度第2回全国会長会議及び令和5年新年賀詞交歓会の運営等について
 - 15 日本土地家屋調査士会連合会における令和5年度の主要な会議に関する日程(案)について

大規模災害対策基金状況

令和4年11月15日現在

ご協力いただきありがとうございます。

本年度は令和4年11月15日現在、27会から寄附金をいただいております。
引き続き寄附金の募集を行っておりますのでご協力をお願いいたします。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	326,883,510
一般会計繰入金計	¥	57,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,719,207
義援金等給付計	¥	-221,005,000
他の支出	¥	-4,963,662
収支	¥	167,934,055

各会からの寄附金合計

(平成9年度から令和4年度まで)

令和4年11月15日現在

調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額
東京	¥ 27,757,099	愛知	¥ 11,617,295	宮崎	¥ 4,514,000
神奈川	¥ 17,224,000	三重	¥ 6,289,081	沖縄	¥ 4,635,000
埼玉	¥ 20,868,820	岐阜	¥ 3,139,323	宮城	¥ 5,507,749
千葉	¥ 12,507,029	福井	¥ 2,281,248	福島	¥ 6,355,051
茨城	¥ 8,001,500	石川	¥ 3,898,665	山形	¥ 1,897,373
栃木	¥ 3,492,386	富山	¥ 2,700,000	岩手	¥ 6,845,218
群馬	¥ 5,899,000	広島	¥ 3,067,937	秋田	¥ 1,463,578
静岡	¥ 10,469,949	山口	¥ 2,749,000	青森	¥ 2,802,300
山梨	¥ 2,152,370	岡山	¥ 2,828,492	札幌	¥ 7,566,866
長野	¥ 7,507,500	鳥取	¥ 2,019,339	函館	¥ 1,530,000
新潟	¥ 8,826,900	島根	¥ 1,838,394	旭川	¥ 1,560,000
大阪	¥ 22,612,000	福岡	¥ 9,739,500	釧路	¥ 2,256,000
京都	¥ 6,128,607	佐賀	¥ 2,803,595	香川	¥ 4,200,000
兵庫	¥ 24,530,812	長崎	¥ 5,216,004	徳島	¥ 2,893,134
奈良	¥ 3,757,564	大分	¥ 4,552,000	高知	¥ 2,741,000
滋賀	¥ 4,413,632	熊本	¥ 4,786,000	愛媛	¥ 5,124,000
和歌山	¥ 2,992,538	鹿児島	¥ 6,324,662	合計	¥ 326,883,510

義援金等給付一覧

(平成10年度から令和4年度まで)

令和4年11月15日現在

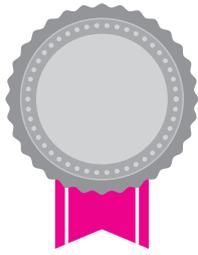
支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
平成10年度～平成23年度				¥139,605,000					
H24.10.17	福岡	会員 3名	九州北部豪雨	¥ 500,000	H28. 4.25	大分	大分会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000	H28. 9.21	熊本	会員 15名	熊本地震	¥ 9,500,000
H25.10.23	埼玉	会員 1名	9月2日に発生した突風等	¥ 50,000	H28.12.15	熊本	会員 29名	熊本地震	¥ 10,200,000
H25.10.23	山口	会員 1名	7月28日からの大雨	¥ 200,000	H28.12.15	大分	会員 3名	熊本地震	¥ 600,000
H25.10.23	岩手	会員 2名	8月9日からの大雨	¥ 100,000	H28.12.15	岩手	会員 2名	台風第10号	¥ 600,000
H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風第11号	¥ 300,000	H28.12.15	札幌	会員 1名	台風第10号	¥ 500,000
H26.12.15	京都	会員 7名	平成26年8月豪雨	¥ 1,000,000	H29. 2.23	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 500,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000	H29. 2.23	鳥取	会員 1名	鳥取県中部地震	¥ 200,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000	H29. 4.26	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 400,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥ 600,000	H29. 9. 4	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨	¥ 2,100,000	H29.10.31	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨	¥ 200,000	H30. 1.10	山口	会員 1名	台風第18号	¥ 100,000
H28. 4.18	熊本	熊本会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000	H30. 1.10	大分	会員 2名	台風第18号	¥ 400,000
					H30. 1.10	香川	会員 1名	台風第18号	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H30. 1.10	奈良	会員 1名	台風第21号	¥ 100,000
H30. 1.10	岐阜	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H30. 2.28	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 700,000
H30. 6.29	大阪	大阪会	大阪府北部を震源とする地震運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	広島	広島会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	愛媛	愛媛会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 8. 1	岡山	岡山会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 9.18	山口	会員 2名	平成30年7月豪雨	¥ 600,000
H30. 9.18	京都	会員 1名	大阪府北部を震源とする地震	¥ 200,000
H30. 9.19	札幌	札幌会	北海道胆振東部地震運営費	¥ 1,000,000
H31. 1.31	大阪	会員 17名	大阪府北部を震源とする地震	¥ 3,300,000
H31. 1.31	大阪	会員 3名	台風第21号	¥ 450,000
H31. 1.31	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 800,000
H31. 1.31	愛知	会員 1名	平成30年7月豪雨	¥ 200,000
H31. 1.31	愛知	会員 3名	台風第21号	¥ 900,000
H31. 1.31	石川	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H31. 1.31	岡山	会員 8名	平成30年7月豪雨	¥ 1,850,000
H31. 1.31	宮崎	会員 2名	台風第24号	¥ 300,000
H31. 1.31	札幌	会員 2名	北海道胆振東部地震	¥ 550,000
H31. 1.31	愛媛	会員 5名	平成30年7月豪雨	¥ 1,900,000
H31. 3. 1	大阪	会員 2名	大阪府北部を震源とする地震及び台風第21号	¥ 400,000
R 1. 9.27	広島	会員 10名	平成30年7月豪雨	¥ 2,500,000
R 1.10.11	千葉	千葉会	台風第15号運営費	¥ 2,000,000
R 1.12.23	神奈川	神奈川会	台風第19号運営費	¥ 1,000,000
R 2. 1.10	佐賀	会員 1名	令和元年8月大雨	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
R 2. 1.10	神奈川	会員 1名	台風第15号	¥ 200,000
R 2. 1.10	東京	会員 1名	台風第19号	¥ 500,000
R 2. 1.10	宮城	会員 2名	台風第19号	¥ 300,000
R 2. 1.29	神奈川	会員 2名	台風第15号	¥ 400,000
R 2. 1.29	埼玉	会員 1名	台風第19号	¥ 200,000
R 2. 1.29	栃木	会員 1名	台風第15号	¥ 500,000
R 2. 1.29	静岡	会員 1名	台風第19号	¥ 200,000
R 2. 1.29	宮城	会員 2名	台風第19号	¥ 200,000
R 2. 1.29	福島	会員 8名	台風第19号	¥ 5,500,000
R 2. 2.28	長野	会員 7名	台風第19号	¥ 2,100,000
R 2. 2.28	福島	会員 3名	台風第19号	¥ 1,100,000
R 2. 8. 3	千葉	会員 24名	令和元年台風第15号及び第19号	¥ 6,100,000
R 2. 9.30	福岡	会員 3名	令和2年7月3日からの大雨	¥ 1,200,000
R 2.10.12	熊本	熊本会	令和2年7月3日からの大雨運営費	¥ 1,000,000
R 2.12. 7	熊本	会員 4名	令和2年7月3日からの大雨	¥ 2,200,000
R 2.12. 7	福岡	会員 2名	台風第10号	¥ 400,000
R 3. 3.18	千葉	会員 1名	令和元年台風第15号	¥ 200,000
R 3. 6.30	宮城	会員 3名	福島県沖地震	¥ 750,000
R 3. 9.10	島根	会員 1名	令和3年7月1日からの大雨	¥ 200,000
R 3.10.29	東京	会員 1名	令和3年8月11日からの大雨	¥ 200,000
R 3.12.15	千葉	会員 1名	台風第16号	¥ 200,000
R 4. 7. 6	宮城	会員 2名	福島県沖を震源とする地震	¥ 1,200,000
R 4.10.31	石川	会員 1名	令和4年8月3日の大雨	¥ 500,000
R 4.10.31	宮城	会員 1名	令和4年7月14日の大雨	¥ 100,000
			支出計	¥221,005,000

義援金等給付合計(平成10年度から令和4年度まで)

¥221,005,000



立命館大学寄附講座 成績優秀者表彰式に参加して

令和4年10月28日立命館大学大阪いばらきキャンパスにおいて、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会が主催する寄附講座「土地と建物の調査」(令和4年前期15コマ)において、特に成績が優秀と認められた学生5名に対し、池谷一郎近畿ブロック協議会会長(京都土地家屋調査士会会長)から表彰状と記念品が贈呈されました。

この講座は2013年から毎年開催されてきた講座で、今年度でちょうど10年の節目を迎えました。講座の教壇に立つのは近プロを構成する各府県の会員10名余り。基本的には各1人が1コマを担当し、週替わりで土地家屋調査士の実務、不動産登記法の基礎及び社会問題までを講義します。成績評価は毎回の出席レポートと、学期末に行われるレポート課題の総合評価で、全て参加する講師が毎年オリジナルの問題を作成しています。

実務者自らが教壇に立つ実践的な講義と、身近ではあるもののこれまで学習する機会に恵まれなかった不動産に関する知識を習得できるとの評価をいただき、毎年200名前後の履修登録者を募ることができ、大阪いばらきキャンパスにある大教室で実施しています。

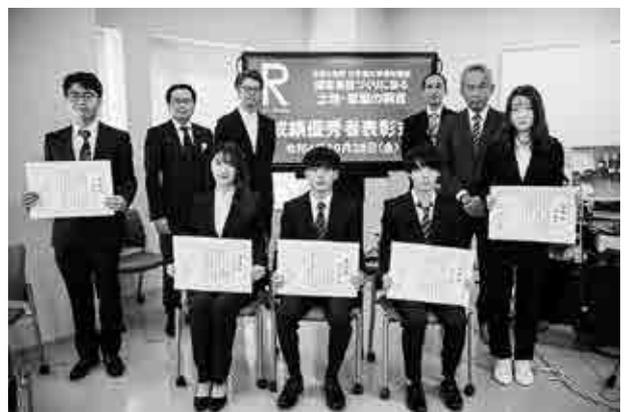
今年度の成績優秀者は5名、過去10年間を見ても最も対象者が多く、毎回の出席はもとより秀逸な最終レポートを提出したことで高い評価を得られました。表彰式とその後開かれた座談会では受賞した学生に、各自の研究テーマ、本講座を受講した理由、今後の進路希望などをお聞きしました。

現場で実際に業務に携わっている講師の話が聞いてみたい、自身の研究テーマであるまちづくりに関わる話が聞けると思ったから、公務員を目指す自身の進路に関係が深そうだったから、将来は士業(土地家屋調査士ではなかったですが)の資格を取りたいからなど、履修のきっかけは様々ですが、今まで知らなかった土地や不動産登記、土地家屋調査士という資格を知ることができて新鮮であったとの感想

を聞くことができました。これまでは講師という立場でこの講座に取り組んできましたが、改めて受講者側の生の声を聞くことができ今後の参考になりました。街を歩く時についつい地面に埋設された境界標を見付ける癖が付いたとの感想には一同笑顔になりました。成績優秀者制度を設けていること自体も、この講座を受講するきっかけになったそうです。

座談会後半では、土地家屋調査士の広報活動について少し意見を頂戴しました。SNSの活用やTikTokのような動画サイトを利用する手法が世代にはマッチしていること。大学生未満の小中学生向けに土地法制に関する基礎的な学習機会を増やすこと。大教室での座学ではなく、人数を絞って実技を交えた実践形式でより深い知識を得たい。など貴重な意見をいただきました。

次年度は、これまで10年間お世話になった担当教授の都合により講座の実施が見送られる予定ですが、今後も未来ある学生に土地家屋調査士はもとより、土地法制、財産、税務などについて社会人として必要な知識を伝えていくことができるように、近畿ブロック協議会として準備を怠ることがないように取り組みたいと思います。



広報部理事 中山敬一
(兵庫会・立命館大学寄附講座講師)

若いみなさん、是非ご加入を

福岡会 津野 伸行

私は、平成8年開業の土地家屋調査士です。

開業当時の年齢は40歳で、子供は8才と6才で子育ての真っ最中でした。老後のことは若いみなさんと同じように、実感のない話でした。子供も小さく毎日の生活が手いっぱいでした。まだ父母も元気で、父は畑仕事、母は全国の山登りツアーにと元気いっぱいでした。父母の老後、自分たちの老後も実感なく日々の生活に追われる生活でした。

その頃、国民年金基金に入らないかと誘われ、つきあい1口のみなら、と入りました。しかし、今思えばもう少し入っておけばよかったなと思います。同期の先生で7口入っている方がいらっしゃいますが「払うのはきつかったが、年金生活は安泰だ。」と言われてました。その後の人生を考えると備えが必要だと考えています。

妻の乳癌が37歳ぐらいの時に見つかり、手術、闘病生活後、47歳で逝去。その時子供は中3と高3、闘病生活で貯金は使い果たし、仕事もなくなり、子供が受験、引っ越し、学費と生活費と苦しい経済事情が続き、とても7口も払えませんでした。落ち着いて考えると、入っておけばよかったと思います。

その後、なんとか切り抜けたと思ったら、母のパーキンソン病、父母と同居、父のヘルニアの手術と生活が安定せずの生活をしていると、自分が年金受給者になってしまいました。

受給の年金額も減らされ、受給年齢もどんどん上げられて、今は体調も悪く、いつまで働けるかわかりません。土地家屋調査士業務も、PCもソフトも常にバージョンアップ。法令も、筆界特定、ADR、基準点測量、GPS、ドローン測量、3Dレーザースキャナー測量と、どんどん変わっていく現代の変化のスピードについていけず、頭がついていきません。い



つ廃業しようかと思う毎日で、次に廃業したら年金生活ですが、年金だけでは厳しく国民年金基金が必要です。とても生活できない年金生活ですので、基金が1口プラスできれば今からでも増やしたいです。

今私は、もう少し掛けたいと思いますが、もう掛けられません。

若いうちに入ってください。

みなさんも必ず年をとります。人生は暇ではないです。

必ずセカンドライフは来ます。

みなさんの人生も、これから先は何があるかわかりません。

みなさんの家族を守る、国土を守る、国を守る使命を果たす。

戦争、地震、年金破綻、デジタル化、そんな有事に備える。

若い人だからできる。みなさんはまだ若い。

常に変化する未来のために、国民年金基金は必要です。

国民年金基金 のご案内

— 不確実な将来に、今、備える —



国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の「**公的な年金制度**」です。

国民年金基金のおすすめポイント ～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

掛 金

掛金は **全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
(掛金上限額(816,000円/年)まで控除対象)

年 金

受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。

遺族一時金

遺族一時金は全額が**非課税**となります。

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた「**終身年金**」が基本です。

キャンペーン実施中!

1～3月ご加入の方に
クオカード3,000円進呈!

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、
お早めのご加入がお得となります!



お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント

HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます!



年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

戻りかけた社会生活に水を差すかのような新型コロナウイルス感染症(第8波)の流行で、不自由な年末年始となりました。今年こそは、ご家族と共に平穏な1年となりますよう新春に当たりお祈り申し上げます。

平素は、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という)の会務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度も日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という)と全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という)との三会による打合せ会議を継続して行ってまいりました。

中でも狭あい道路解消に係る登記業務は、国土強靱化に必要な国土の利用の観点からも、より公共性の高い土地家屋調査士業務として、日調連を中心に三会が協働して啓発に取り組んでいます。

現在、受験者数も激減し、団塊の世代の廃業が進む土地家屋調査士を取り巻く環境は、制度の継続すら読めない状況にあると言わざるを得ません。

しかし、現在、民法の一部改正により相続登記の義務化、相続土地国庫帰属法の創設、所有者不明土地関連法、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定等、国民生活に直結する法改正や法整備がされています。この事は、我々土地家屋調査士にとって、ある意味追い風とも言えると思います。チャンスを掴み取るためには、業界団体が一つになり結束して事に当たらなければなりません。

全公連加盟の公嘱協会は、嘱託登記手続の安心と安全を提供することで、公益目的法定事業や関連事業の拡大に向け努力し実績を勝ち取ることで、そのために、必要な法整備として土地家屋調査士法第64条(協会の業務範囲)の一部改正を要望しています。昨年末に行われました自民党土地家屋調査士議連の総会において、日調連岡田会長、全調政連椎名

会長 榊原 典夫



榊原会長

会長から要望について心強い説明とお願いをしていただきました。この件は、私が会長就任以来お願いしてきた改正要望であり、協会にとって実のある改正をお願いしたいと思います。このように、我々土地家屋調査士三会は、かつてない結束力で協働しようとしています。

今年も全公連は、新たな新型コロナウイルス感染症に負けることなく細心の注意を払い、「withコロナ」で、不動産登記制度、土地家屋調査士制度の発展に微力ではございますが協働してまいりたいと存じます。皆様方におかれましても、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が土地家屋調査士会会員の皆様にとって、より良い年になりますようご祈念申し上げて、年頭のご挨拶といたします。

地図作成実務研修会に携わって

地図作成研修実施委員 三好 卓也

令和4年11月28日に行われた令和4年度地図作成実務研修会は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、初めてzoomによるオンライン形式による開催となりました。

研修会の冒頭、榊原会長の講話でもあったとおり、この研修会の前身は全公連で地図作成に特化した主任技術者を育成しようと考えた「地図作成総括責任者養成講座」で、全公連による資格認定研修会でした。

その後、様々な事情があり認定制度自体はなくなりましたが、土地家屋調査士業務の中でも最も重要なものの一つとされている筆界の調査、その根幹となる地図の作成過程を知ること、また全国の公嘱協会では法務省の第14条第1項地図作成や自治体の地籍調査を受託し、業務を行っていることから「地図作成実務研修会」として継続して実施されています。

私は平成22年から始まった養成講座から、当初は地籍調査の作業工程と検査について講師として携わらせていただきました。翌年からは実施委員として研修会の全般に関わらせていただき、全国の公嘱協会社員の方々や全公連の役員、事務局の方々とも知り合えたことが最も収穫であったと思います。

養成講座の時はA課程、B課程とあり、A課程で

は現在の地図作成実務研修会のように座学を中心に、B課程では全国の地図作成を行っている公嘱協会に訪問し、作業内容の実務を見学したりチームを組んでワークショップを行い、自分のチームなどのように効率よく作業を行っていくかを発表したりと盛りだくさんで、自分で作業工程を検討する力をつけることや他協会の社員との交流の場として非常に有意義な研修会だったと思います。

地図作成実務研修会では座学が中心ではありませんが、地図作成を行うに当たっては基礎となる重要な部分に特化して実施しております。

今回の研修では研修1として、地籍調査の作業工程と検査項目の重要な部分について国土交通省地籍整備課の大中泰彦氏に説明いただき、市町村向けに実施されている研修の内容を聞かせていただきました。私自身愛媛で地籍調査に関わっているため、基礎の部分を講義いただき自分が行っている業務が正しく行われているか再確認することができました。



寶金講師

研修2では元東京法務局長で弁護士の寶金敏明先生による「地図作成における道路内民有な義地の取り扱い」と題して講義いただきました。寶金先生は養成講座の時から筆界の法的な根拠や判例を基に講義をいただいておりますが、今回も非常に興味のある内容

で地図作成ではよくある道路内民有な義地の筆界確認の適格者などについてお話をいただきました。

研修3では今瀬勉委員による地図作成における基準点測量の留意点について、法第14条第1項地図作成の作業規程と地籍調査作業規程準則の相違する部分なども説明され、基準点測量を実施する上で見落としがちなところを説明いただきました。



国交省大中講師

研修4は福岡協会の白水卓治氏、朝山貴文氏による福岡協会の法第14条第1項地図作成作業の手法を発表していただきました。



福岡協会(左：白水講師、右：朝山講師)

今回は残念ながらオンラインでの開催となりました、私自身は対面で全国の方々と交流することも大切とも考えますが、日頃の業務が忙しい中研修会に参加できない社員のことを考えれば、オンラインも有効な手段の一つと言えるかもしれません。

最後に、講義いただいた講師の方々にはお礼申し上げます。

会議経過

11月18日	第2回業務担当打合会(Web開催)
11月28日	地図作成実務研修会(Web開催)
12月5日	第4回広報委員会(東京開催)
12月14日	全司協との打合会 (東京開催：一部Web開催)
12月15日	全調政連主催研修会(東京開催)
12月15日	第3回業務担当打合会(Web開催)
令和5年	
1月18日	令和5年新年賀詞交歓会：土地家屋調査士業界(東京開催)
1月19日	第4回正副会長会議
1月19日	令和5年新年賀詞交歓会：司法書士業界(東京開催)



今瀬講師

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年11月1日付

群馬 1095 上条 弘真
大阪 3428 橋本 佳行
大阪 3429 山形 健介
愛知 3088 後藤 早紀
岡山 1422 森田 朋憲

令和4年11月10日付

東京 8269 小野寺佳孝
東京 8270 中山 夏輝
埼玉 2771 金子 優二

令和4年11月21日付

東京 8271 佐々木新吾
東京 8272 古川 裕史
愛知 3089 池淵 寛太

登録取消し者

令和4年8月23日付

大阪 1998 横田 勝治

令和4年8月24日付

東京 378 樋崎 正人
山口 730 松岡 博

令和4年8月26日付

千葉 1026 高山 尚士

令和4年9月13日付

長野 2197 竹花 伸一

令和4年9月17日付

神奈川 2742 木村 俊一

令和4年9月30日付

山口 627 比良 正和

令和4年10月6日付

山梨 360 深澤 始

令和4年10月10日付

千葉 1032 菊池 行紘

令和4年10月16日付

富山 345 西野 誠一

令和4年10月18日付

福岡 1080 萩尾 雄三

令和4年11月1日付

栃木 434 平川 直一
栃木 558 齊藤 光男
長野 2569 畔上 豊
兵庫 1919 亀井 康裕

三重 536 植木 貞博
熊本 514 坂本 孝門
鹿児島 889 川上 浩文
沖縄 489 仲村 朝安
秋田 851 鎌田 一志
愛媛 614 井谷 博昭

令和4年11月10日付

神奈川 2365 松井 弘
千葉 1037 稗田 勝敏
新潟 1780 齋藤 幸一
愛知 1212 青山久米男
宮城 1069 赤間 光
山形 1148 石垣 政之
岩手 833 鈴木 康正
青森 581 藤嶋 修二
徳島 403 河野加代子

令和4年11月21日付

東京 6191 當麻 誠
山梨 195 齊藤 正逸
兵庫 1580 藤森 栄一
兵庫 2269 松本 晶
愛知 2052 名倉 洋司
福井 323 勝山 健三
鹿児島 733 滝本 俊治

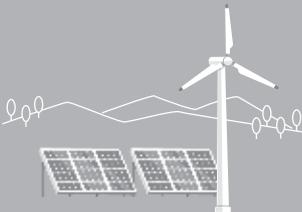
SDGsで 未来を照らす

社会課題の解決に向けたSDGs取組

地球環境との共生



脱炭素社会への移行や自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービス、気候変動への適応策の提供を通じて、自然と調和した経済・社会を目指します。



革新的テクノロジー



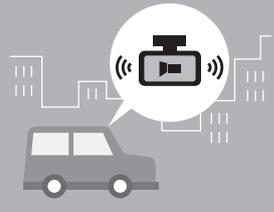
自動運転や社会のIoT化に伴うサイバーリスクの発現を未然に防止する商品・サービスの開発や新しい産業創出に伴うリスクに対するソリューションを提供します。



強靱性・回復力



社会インフラの老朽化や災害に強いまちづくりに対して、データやAIを活用した防災・減災の提案、早期復興対策など新たな価値を提供します。



包摂的社会



誰もがアクセスしやすい商品・サービスの提供や、バリューチェーンまで含めた人権課題への対応、ダイバーシティ&インクルージョンの推進などに取り組みます。





「初電車」 深谷 健吾

鬢付けの香り漂ふ初電車
日めくりの格言見上げ寝正月
人波に押され流され初詣
車椅子押して参るや初葉師

当季雑詠 深谷 健吾 選

茨城 島田 操

俳諧に死を忘れをり文化の日
鎧戸に閉店の札枯芙蓉
体力に気力七分の大根引き
落葉道かそけき中を老の杖

茨城 中原ひそむ

難聴の吾に電話や秋深し
水音に沿に行く山路沢枯梗
野仏の御座せし岐路の萩は実に
幼な日に母と来し家柿たわわ

山形 柏屋 敏秋

調査士は一代限り枯れ葉散る
加速して雲の流るる初冬かな
旧友と割り勘で飲む温め酒
全国の銘酒を揃へ冬籠

兵庫 小林 昌三

吟行や暖房列車は京都市行き
年に一度行き付き寺の大根炊き

岐阜 堀越 貞有

何となく帳尻合ひて年の暮
忘れたき事の多くて晦日蕎麦

今月の作品から 深谷 健吾

島田 操

体力に気力七分の大根引き

「大根引き」は、冬の季語。大根や人参・芋類は、関東ロームと称する赤茶色の土壌によく育つという。ふかぶかと、柔らかな赤土なので、葉をつかんで、たやすく引きぬける。十一月から十二月にかけて収穫する。引つ張ると長い大根がすぼりと抜けてくる。歳をとると共に、大根引き作業にも体力と気力を要するとのこと。「七分の力」のフレーズに、人生まだまだとの心意気を感じる佳句である。

中原ひそむ

野仏の御座せし岐路の萩は実に

「萩」は、秋の季語。秋の七草の一つ。秋の頃に、山野に叢生して細かい枝の葉より長い総状花穂をなして、紅紫色の花を開く。白色花のものはことのほか美しい。花が終わったあと、晩秋に実を結ぶ。実は淡緑色であるが、茶褐色から黒褐色にその色を変える。野仏の御座せし岐路は、作者の散歩コースか。岐路には美しく咲く萩の花が、今では萩の実を。季節は着実に初秋から晩秋へと。哀感を誘う野仏の岐路の情景を活写した佳句である。

柏屋 敏秋

旧友と割り勘で飲む温め酒

「温め酒」は、秋の季語。陰暦九月九日に酒を温めて飲むと病にかからないとされる

重陽の行事の一つであり、健康を願う儀式でもある。この日を境に酒は温めるべし、という教えもあって生活の嗜好とも密接に結びついている。「酒は百薬の長」とお酒を賛美した言葉がある。提句は、「旧友」「割り勘」「温め酒」の全ての言葉が、良薬となる見事なお酒の一句である。

小林 昌三

吟行や暖房列車は京都市行き

「暖房」は、冬の季語。本来は蒸気による暖房装置をいうのだが、今日ではストーブその他も一緒にして暖房と呼んでいる。汽車・汽船・ビルなどはスチームにより、電車には電熱によるヒーターが装置されている。「吟行」とは、作句などのため、同行者が野外や名所に出かけてゆくこと。吟行地には京都が最適地であり、暖房列車は京都市行きとは。さぞかし佳句が詠めたことでしょう。下五の「京都市行き」がよく効いた素晴らしい一句である。

堀越 貞有

何となく帳尻合ひて年の暮

「年の暮」は、冬の季語。十二月も押しつまった頃をいう。街は歳末売出しに賑わい、各家庭では新年を迎える用意に忙しい。年の瀬にもなれば、慌ただしく、しかも活気を帯びてくる。この句の眼目は、中七の「帳尻合ひて」である。今年の一年を平せば「平穩無事」な暮らしに感謝。「帳尻合ひて」の擬人化がよく効いた佳句である。

兵庫会

「つれづれなるままに 親父との思い出をたどる旅」

東播支部 内堀 哲也



『兵庫』第567号

今年のゴールデンウィークは、コロナウイルスの影響での行動制限なし、4月29日から5月8日までの最大10連休という、3年ぶりのスペシャルなものとなりました。

NEWSでは、行楽地の混雑の様子、高速道路の渋滞の映像、ほんとに久々に見る光景でしたが、土地家屋調査士の先生方はなかなか10連休とはいかなかったのではないのでしょうか。

私も、境界立会、日々の内業整理となかなか連休とはいきませんでした。それでも、以前から思うことがあり5月4日実行することにしました。

タイトルにありますように、一度、親父とドライブに行った道のりをたどってみたいと思っておりました。と言いますのも、平成28年9月のある日、親父が明日の日曜日空いてないか。と言ってきたのです。当時、開業して7年目で、土日も休みなく働いているか、仕事の予定がなければ家でゴロゴロしておりました。いつもであれば、「無理」の一言で済ますところでしたが、その日は、なぜか親父の誘いにOKしたのです。翌朝、親父が早起きし、弁当を作ったと言うので何事かと思ったのを覚えております。

行き先は、母が知り合いから聞いて行きたがっていたと言う、鳥取県の東郷梨選果場という所らし

く、梨狩りにでも行くものと思い、カーナビに行き先を登録して自宅を出発。中国自動車道から鳥取自動車道を経て、国道9号線を西へ。普通、梨狩りと言えば鳥取砂丘周辺の梨園と思っていた私は、母に行き先間違っていない。と確認しつつカーナビの道案内に従い、西へ西へと国道9号線を右手に日本海を眺めながら、天気も良く、海の色が鮮やかで、不思議と疲れは感じませんでした。でも、車はどんどん町中へと案内され、何処で、梨狩りができるねん。と思いながら、自宅を出発してから2時間ほど。ようやく、カーナビの音声が目目的地付近に到着しました。とのアナウンスが。あたりを見回すと、東郷温泉街のど真ん中でした。それでも、梨園を探し、車を進めると見つかったのは、JA鳥取中央東郷梨選果場の看板。そうです、私たちは梨狩りではなく、梨買いに行ったのです。後日調べると、鳥取県内のいろんな品種が集まる集荷場だったと言うことです。

いろいろ誤解もありましたが、母は喜び、知人へのお土産も含め、大量の梨を買い込み帰途につきました。

帰りは、一般道で帰ることにし、途中、親父の手作り弁当を食べ、ふらっと立ち寄った道の駅では、プラモデルの試作会が催されており、孫とプラモデルを作って

いるうれしそうな親父の顔が今でも思いだされます。と言うのも、次の日、いつも通りに調査士業務に勤んでいる私に、母から親父が倒れたとの電話があり、病院に駆けつけると脳梗塞とのことでした。昨日あれだけ元気だった親父が。それから、5ヶ月の闘病の末、あの梨買いの日以来、まともな会話もできないまま他界したのですが、それ故に、私たち家族に何かを伝えたかったのではないかと。その思いがあり、母を助手席に乗せ記憶を頼りに、あの日の道のりをたどりました。道中は、親父との思い出話に花を咲かせ、ひとしきり話し終わると、車内は無言のまま自宅に到着しました。

このドライブで、母は何を思ったのかは聞きませんが、私は、「親孝行したいときには…」とはよく言ったものだと思います、私もそんな歳になったんだと考えさせられる一日となりました。

おやこうこう
親孝行したいときには親はなし

【意味】

自分が年老いて親の気持ちが分かるようになり、大切にしようと思ったときには、すでに親はなくなってしまっていて、もうこの世にはいないことが多いということ。

らしいですよ。

クロスワードパズル2023 その4 解答

1	ジ	2	フ	3	ブ	4	キ		5	シ	6	ヤ	7	コ
8	ゴ	キ	ン	ジ	ヨ				9	ネ	ン			
			ト		ユ				10	ケ				コ
11	ホ	ウ	12	ジ	ン	13	バ	ン	14	ゴ	ウ			
15	ア	キ	ヤ		ン				16	ミ	ゾ			
	ン		17	マ	18	ジ	キ	19	リ					ウ
20	リ	ガ	イ	カ	ン	ケ	21	イ						
	ン		22	カ	イ	グ	ン	キ		チ				

答え リ_A ン_B チ_C シ_D ヨ_E ウ_F ケ_G ン_H

(隣地使用権)

お詫び

本誌12月号(No.791)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

(頁)

40 (「令和4年度 近畿大学寄付講座コロナ禍以来の対面講義」)

(誤)

産学交流学術研究委員 森盟 禎雄

(正)

産学交流学術研究委員 森留 禎雄

(頁)

41 (「新任講師感想文～講師を担当して～」)

(誤)

大阪城支部 岡田 真太郎

(正)

大阪城支部 岡田 真太郎



新年、明けましておめでとうございます。コロナ禍で不透明感が漂う社会情勢ではありますが、気持ちを新たに今年も頑張っていきましょう。新春企画として、皆さんの運気を少しでも上げてもらいたく、「2023年、幸運の訪れる事務所」と題して風水師の李家幽竹さんに取材を行いました。オンラインでの取材となりましたが、常に笑顔で大変親しみの持てる話し方が印象に残っています。私も運気を上げるべく観葉植物を用意し、香りを意識した事務所にする予定です。スマホの待受けはもう数年替えていない一人娘の画像となっているのですが、今年は思い切ってキラキラ画像に替えたいと思います。

令和5年は土地・建物等の利用に関する民法の一部改正と相続土地国庫帰属法がいよいよ施行されます。新たな動きに対応する準備を整え、広報部は今年も役に立つ、そして面白い紙面作りを目指していきます。今年もどうぞよろしく願いいたします。

広報部長 山本憲一(東京会)

土地家屋調査士

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社